

じゅんかん わがやま

会 報

VOL. 46

2021年8月号



癒しの県 和歌山



一般社団法人
和歌山県産業資源循環協会

目 次

1 ごあいさつ

① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	会長 松田 美代子	2
② 和歌山県環境生活部	部長 生駒 享	3
③ 和歌山市市民環境局	局長 中西 克之	4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課	課長 中峰 恵也	5

2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会総会・理事会

① 第9回通常総会	6
② 令和3年度事業計画	7
③ 理事会	12

3 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

① 第11回定時総会	13
② 会議報告	13
③ 産業廃棄物処理振興法案について	16
④ 全国産業資源循環連合会政治連盟	18
⑤ 近畿地域協議会	19

4 行政ニュース

① 「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」について	20
② (特別管理)産業廃棄物処理業の更新許可に関する講習会修了証の取り扱いについて	25
③ 解体等作業時におけるアスベスト飛散対策について(令和2年6月5日「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布されました)	26
④ 「フロン排出抑制法」が一部改正されています(令和2年4月改正法施行)	29
⑤ 収集運搬作業における新型コロナウイルス対策について	34
⑥ 新型コロナワクチンについて	37

5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

① 支部研修会	39
② 産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】～基礎コース～	40
③ 安全衛生活動事業	41
④ 不法投棄防止海上パトロール	52
⑤ 収集運搬部会活動	53
⑥ 第24回クリーンアップキャンペーン	54
⑦ 青年部会活動	54

6 事務局だより・情報コーナー

① 当協会の会員が表彰されました	57
② (一社)和歌山県産業資源循環協会における令和3年度労働災害防止計画について	59
③ 災害廃棄物処理に対する取り組み	63
④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会	68
⑤ 許可期限のお知らせ	69
⑥ 「優良産業廃棄物処理業者認定制度」と「エコアクション21」	70
⑦ 会員ニュース	74
⑧ 新入会員の紹介	75
⑨ 協会への入会の勧誘	76
⑩ 建設業の経営事項審査の加点対象について	77
⑪ 全国産業資源循環連合会政治連盟 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟	78
⑫ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から助成のご案内	80

7 編集後記

就任ごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

会長 松田 美代子

会員の皆様には協会運営に深いご理解とご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼申し上げます。

目良会長の後を引き継ぎ、この度当協会の会長に就任させていただきました松田美代子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは目良会長の永年にわたるご尽力に心より感謝を申し上げます。

去る5月26日、目良会長がご逝去されました。突然のことで、非常に残念な気持ちでいっぱいでございます。心からご冥福をお祈りいたします。

微力ではございますが、協会発展の為、職務を全うしていきたいと思っておりますので、皆様のご指導、ご協力をよろしくお願いします。

さて、第9回通常総会は去る6月8日に開催しました。新型コロナウイルスの影響により、来賓は招待せず、懇親会も行わない最少人数での開催となりました。

全上程議案について、会員の皆様にご承認をいただき、新年度の事業に取り組んでおりますことを、ここに謹んでご報告申し上げます。また、各表彰をお受けになられた皆様方には永年に亘り、業界の発展に寄与されたご功績に対しまして、心から敬意を表しお祝い申し上げますと共に今後も事業繁栄に更なるご活躍をご期待申し上げます。

新型コロナウイルスの世界的な流行により、世界経済は停滞しており、早期のワクチン接種が望まれます。基本的な手洗い・消毒・検温・三密を避けることに充分気を付けて、日常の仕事を継続して頂きたいと思っております。

また、地球温暖化が叫ばれて久しいですが、ここ数年毎年のように全国で激甚災害が頻発し、明らかに亜熱帯気候への変化が進展しています。私たち産業廃棄物処理業を営む者もCO2削減に向けた機材の導入を意識して、3Rと共により一層資源循環に努めていく必要があります。

今後とも不法投棄の防止や災害廃棄物処理など社会貢献活動に取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願いします。

願わない事ではありますが、将来発生が予想される東南海・南海地震発災に取り組む研修を繰り返し実施しているところでありますが、私たちは廃棄物処理のプロであり、今後とも処理技術の向上を目指し、研修を重ねてまいりますので会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。最後になりましたが労働災害の絶滅に取り組んでおられる皆様のご健勝、ご繁栄を祈念申し上げ機関誌発刊にあたってのご挨拶と致します。

ごあいさつ



和歌山県環境生活部長 生 駒 享

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より和歌山県行政全般にわたり、とりわけ廃棄物行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴協会におかれましては、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海上パトロール等の活動や各種講習会の開催による啓発活動等に御協力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、近年、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内でプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。政府は、令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」に基づき、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定しました。この法律の目的は、多様な製品に使用されているプラスチックを包括的に資源循環させる体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体にプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促すというものです。

また、海洋プラスチックごみ問題の解決には、プラスチック資源の再生率を高めることと同時に、海洋プラスチックごみの多くを占める陸地から排出されるペットボトルやレジ袋等のプラスチックごみを海に流出させないことも重要です。

この海洋プラスチックごみ問題への対策の一環として、和歌山県では、昨年4月1日に「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を制定しました。ごみの散乱を「しない」、「させない」、「許さない」を合い言葉に県民及び事業者が実施する自主的な清掃活動等を応援する「わかやまごみゼロ活動応援制度」、IoT（インターネット対応）監視カメラ等による監視強化、環境監視員によるごみの適正処理の教育啓発及び監視・取り締まりの徹底を柱にプラスチックごみ等の流出を防止する取り組みを更に強化しています。

近年、各地で台風や豪雨による自然災害が多発していますが、災害からの復旧・復興には災害廃棄物の円滑・迅速な処理が要となります。本県では、県内各市町村で「災害廃棄物処理計画」の策定を進めていただいています。いつ発生してもおかしくない災害に備え、今後も貴協会及び県内市町村の皆様と連携を図りながら災害廃棄物処置対応力の向上に努めて参ります。

本年も災害廃棄物処理の図上訓練実施を予定していますので、貴協会並びに会員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、今後も廃棄物の適正処理の推進、循環型社会の構築のために、一層の御支援、御協力をお願い申し上げますとともに、貴協会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念し御挨拶いたします。

ごあいさつ



和歌山市市民環境局長 中西克之

平素から一般社団法人和歌山県産業資源循環協会及び会員の皆様におかれましては、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り、また廃棄物の適正処理の推進にご尽力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海上パトロール等の多くの公益活動及び各種講習会の開催による産業廃棄物の適正処理への啓発活動に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。また、会員の皆様方には、全世界における新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、猛威を奮っている状況下においても、十分な感染対策の中で、安定的で滞りない事業を実施いただき、深く感謝いたします。本市の廃棄物処理事業も滞りなく継続できるよう、円滑に取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

全国的な不法投棄件数は、ピーク時の平成10年代前半に比べて、大幅に減少しているものの、いまだ後を絶たない状況にあります。近年和歌山県内では、建築廃材の投棄などが増えており、コロナ禍以降は1か所当たりの不法投棄の量は少なくなっている一方、投棄場所が分散して増えている傾向にあります。不法投棄撲滅にむけ、貴協会との連携を密にし、取り組んでいきたいと思っております。また本市では、令和3年3月に「第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、『つれもてしよらごみ減量!!～住みたい魅力あふれる和歌山市～』を基本理念に4つの基本方針を策定しました。その基本方針の一つであるまちなかでの不法投棄防止や分別されずに排出されたごみの適正指導、災害廃棄物の適正処理を謳った「みんなで取り組むごみを適正に処理する美しいまちづくり」に取り組んでいます。次世代に繋がる持続可能な循環型社会を形成するために、会員の皆様方にご理解とご協力をいただきながら、共に魅力ある和歌山市を創り上げていきたいと思っております。

さて、本年和歌山県では、「紀の国わかやま文化祭2021」が開催されます。全世界における新型コロナウイルスの蔓延はとどまることを知らず、社会がこれまでに類を見ないほど大きく変動する中ですが、日頃味わえない喜びや感動を直接体験することで、県民の皆様が少しでも希望を持てるよう心よりお祈り申し上げます。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様の今後益々のご発展とご活躍、ご健勝を祈念申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

ごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部
生活環境課長 中 峰 恵 也

この春の異動で着任いたしました中峰と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より警察活動各般にわたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

とりわけ、産業廃棄物の不法投棄の未然防止及び被害の拡大防止に関しましては、日頃からその適正処理の指導に努められるとともに、関係機関と連携して、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海上パトロール、海岸におけるクリーンアップキャンペーン、廃棄物の撤去活動等、様々な環境保全活動に積極的に取り組まれておりますことに、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

さて、現在当県警察では、「総合的な環境保全対策」として体制の強化を図っており、警察による積極的なパトロールに加え、和歌山県の各地にお住まいの方を民間ボランティア「紀の国環境モニター」として委嘱するなどして、不法投棄事犯の早期発見に努めているところであります。

これら警察独自の取組と併せて、関係機関とも緊密に連携を図る等、官民の足並みを揃えた不法投棄事犯の未然防止に努めてきた結果、近年、県下では大規模な廃棄物事犯の認知には至っておりません。

しかしながら、平成26年以来、全国の不法投棄事犯は微増傾向にあり、令和2年中には全国の廃棄物事犯の検挙件数は5,759件（前年比+384件）と、過去10年間で最も多い数字となっています。

当県においては、令和2年中の廃棄物事犯の検挙件数は83件（対前年比-5件）と昨年からわずかに減少しているものの、依然として件数が高止まりしている状況に変わり無く、未だに環境犯罪は後を絶たない状況であると言えます。

環境犯罪の中には、一度発生すれば自然環境を破壊したり、深刻な健康被害を及ぼす等、県民生活に重大な影響を与えるものもあることから、その未然防止はもちろん、早期発見、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要であります。

県警察と致しましては、これからも関係機関と更なる連携を図りながら、様々な機会を通じて広報・啓発活動を図り、これら事犯の早期把握・未然防止に努めるとともに、積極的な取締りを推進していく所存であります。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 総会・理事会

2-① 第9回通常総会

令和3年6月8日（火）、第9回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で開催しました。総会に先立ち午後2時30分より、臨時理事会を開催し、目良敏会長逝去に伴う後任会長として松田美代子副会長が選任されました。

午後3時からの第9回通常総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年同様、会員の皆様にはできる限り書面での議決権行使にご協力をいただき、規模を縮小しての開催となりました。

冒頭、5月26日に急逝された目良敏前会長に黙祷を捧げ、ご冥福をお祈りしました。

総会には155名（出席25名、委任状50名、議決権行使書80名）が出席し、赤井理事が議長に選任され、令和2年度事業報告・決算報告、令和3年度事業計画（案）・予算（案）について審議され、いずれも承認可決されました。

第1号議案 令和2年度事業報告

第2号議案 令和2年度収支決算報告（監査報告）承認の件

第3号議案 令和3年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 令和3年度収支予算（案）承認の件



令和3年度表彰は次の方々を受賞されました。（敬称略）

🌟和歌山県環境生活部長感謝状：吉村 享（株式会社ヴァイオス）

：南 太敦（有限会社南クレーン）

🌟（一社）和歌山県産業資源循環協会会長表彰

優良事業所表彰：杉谷産業株式会社（みなべ町）

：第五工業株式会社（和歌山市）

：協同組合中紀環境科学（湯浅町）

：株式会社相互商会（岩出市）

優良従事者表彰：峯尾 登（株式会社吉建・和歌山市）

：古田 勝義（株式会社吉田組・すさみ町）



🌟（一社）和歌山県産業資源循環協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰

安全衛生活動3年表彰：株式会社ヴァイオス（和歌山市）

：株式会社尾花組（田辺市）

：有限会社ワコー産業（印南町）

：赤井工業株式会社（岩出市）

安全衛生活動優良従事者：松尾 浩幸（株式会社ヴァイオス・和歌山市）

：澤井 勇人（有限会社日置川清掃・白浜町）

：赤井 靖（赤井工業株式会社・岩出市）

2-② 令和3年度事業計画

I 協会運営事業

1 組織の強化・充実

(1) 正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

(2) 変貌する業界環境に対応するため、支部及び業務部会活動の充実を図る。

2 公益法人制度に対応した取り組みの推進

一般社団法人として、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

3 総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

4 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に對し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦などを行う。

II 社会貢献事業

1 不法投棄防止活動

(1) 収集運搬部会を中心にした会員による不法投棄防止巡回パトロールを随時実施し、和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作業を実施し、地域の環境保全に努める。

(2) 不法投棄を監視するため、和歌山県、和歌山市、和歌山海上保安部及び当協会による海上パトロールを実施する。

(3) 和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び当協会で構成する和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

2 車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ（年2回）を開催する。ゴルフコンペはチャリティ事業として実施し、県下の市町村に車椅子等の贈呈を行う。

3 イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の重要性と社会貢献性を広く認識してもらうため、クリーンアップキャンペーン等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成18年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、平成23年9月の台風12号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得て復旧作業に貢献した。今後も、会員のさらなる協力拡大を図るとともに、災害発生時における連絡体制の整備や会員による事業継続計画（BCP）により災害廃棄物処理支援体制を充実・強化する。また、大規模災害発生時には、県知事の指示により災害廃棄物処理支援要員と協会会員とのチームによる市町村への迅速な処理支援を行う。さらに、平時の備えとして、各市町村と締結した覚書に基づき連携強化に取り組む。

Ⅲ 講習・研修事業

1 研修事業

- (1) 会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を図る。
- (2) 各種講演会、研修会及び講習会を開催して、従業員の能力開発を図るとともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。
- (3) （公社）全国産業資源循環連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施受付機関として協力する。
 - ①新規収集運搬課程試験 令和3年8月3日（火）
 - ②更新収集運搬課程試験 令和3年8月3日（火） 4日（水）
令和4年2月9日（水）
 - ③特別管理産業廃棄物管理責任者試験 令和3年8月4日（水）

2 労働安全衛生の取り組み

- (1) 会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の

健康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに労働災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。

- (2) 事業場自らが行う自主的な安全衛生対策として、「リスクアセスメント」の推進を図る。
- (3) 国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し安全意識の高揚を図るため、7月1日から7日までを「全国安全週間」として主唱していることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していただくため、周知を図る。
- (4) (公社)全国産業資源循環連合会が策定する「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」(令和2年度から3年間)の目標達成に向け、当協会における「令和3年度労働災害防止計画」に基づき、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図る。

3 廃棄物処理法等の関係法令改正への対応

廃棄物処理法等の関係法令改正への対応が円滑に行えるよう、研修会、講習会を随時開催するとともに、速やかに情報提供する。

IV 産業廃棄物適正処理推進事業

1 調査研究事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。
- (2) 資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分について、会員に対する適正料金の維持並びに行政や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。
- (5) (公社)全国産業資源循環連合会近畿地域協議会の再生利用促進検討会議に参加するとともに、再生碎石の在庫状況等を把握し、利用促進を図る。

2 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談に応じ助言指導を行い情報提供する。

- (1) 情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

- (2) 各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者

の委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介し、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

3 産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託することを促進している。これを受けて、（公社）全国産業資源循環連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション21の認証取得」に取り組んでおり、当協会においても、会員企業の優良化を推進する。

4 機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

- （1）会報「じゅんかん わかやま」を年2回（1回430部）発刊し、関係法令の改正等の行政機関に関する情報、協会活動の状況、産業廃棄物処理についての各種情報等を正確かつ迅速に提供する。
- （2）産業廃棄物関係の優良図書の紹介及び斡旋又は頒布を行う。
- （3）その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

5 産業廃棄物管理票等の頒布

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、（公社）全国産業資源循環連合会の公益事業（一部発行元：建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。）として、協会が普及頒布の協力を行っており、電子マニフェストについては、行政機関及び（公財）日本産業廃棄物処理振興センターと連携し、説明会を開催する等普及啓発に努める。また、車両表示板や（公社）全国産業資源循環連合会の紹介物品等の有償頒布を行う。

6 巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、排出事業者、処理業者に対し、巡回指導を行う。

V 情報交流活性化推進事業

1 地球温暖化対策の取り組み

（公社）全国産業資源循環連合会は、平成29年3月に「低炭素社会実行計画」を改訂し、2030年度における温室効果ガスの排出量を基準年度（2010年度）に対し、10%削減することを目標としている。今後も各事業場において、温室効果ガス排出量を低減するための施設の導入や省エネルギー対策等の取り組みを促進するため、会員企業への働きかけや情報提供を行う。

2 他団体との交流・連携

産業廃棄物は広域的な処理体制の確保が重要であるが、産業廃棄物を取りまく情勢は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっているため、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対処する必要がある。このため、（公社）全国産業資源循環連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にして、本協会の地位の向上に資する。

3 関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報収集のため、和歌山県、和歌山市等と当協会との懇談会・各種会議等を開催し、意思疎通を図り、廃棄物行政の一体化に協力していく。

4 委員会及び部会並びに各支部の活動推進

廃棄物処理法や労働安全衛生等の関係法令の改正や業界の環境変化に的確、迅速に対処するため、各委員会及び部会並びに支部会議等を開催して会員相互の情報交換や意見、要望などを取りまとめ問題解決に努力する。

5 青年部の育成

青年部活動を推進し、会員の後継者の育成指導を行うとともに会員の拡大を図る。

また、全国産業資源循環連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて相互の交流と研鑽を促進する。

VI 受託業務

1 関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務について、特に安全性に留意しながら的確に事業を実施する。

2 自治体からの業務の受託

和歌山市から法定手続連絡業務を受託し、事業を実施する。

2-③ 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

◆令和2年度第4回理事会及び常任理事会

開催日：令和3年2月17日（木）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①第9回（令和3年度）通常総会の日程等について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③令和3年度一般社団法人和歌山県産業資源循環協会被表彰者について

④令和3年度全産連表彰推薦について

⑤次回理事会の開催日程について

⑥その他

について協議のほか、

8件の報告がありました。



◆令和3年度第1回理事会及び常任理事会

開催日：令和3年4月27日（火）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①事務局長採用に伴う人事案件について

②第9回（令和3年度）通常総会の上程議案について

③公益目的支出計画実施報告書の提出について

④（公社）全国産業資源循環連合会総会開催について

⑤新入会員及び退会会員承認の件について

⑥職員就業規程の一部変更について

⑦第5回親睦ゴルフコンペ開催について

⑧海上パトロールの実施について

⑨収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロールの実施について

⑩クリーンアップキャンペーンの実施について

⑪産業廃棄物処理実務者研修会の開催について

⑫次回理事会の開催日程について

⑬その他

について協議のほか、

13件の報告がありました。



3 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

3-① 第11回定時総会

令和3年6月18日（金）web会議により第11回定時総会が開催されました。

議案：第1号議案 令和2年度事業報告並びに令和2年度決算案承認の件

令和2年度監査報告

について承認・可決されました。

（報告事項）

- 1 令和3年度事業計画に関する件
- 2 令和3年度収支予算に関する件

なお、令和3年度事業計画としては、①適正処理の推進、②地球温暖化対策の推進、③人材育成の推進、④協力支援事業、⑤労働安全衛生等への取り組み、⑥組織活動の活性化及び会員支援が提案されました。

令和3年度公益社団法人全国産業資源循環連合会表彰では、功労者25名、地方功労者85名、優良事業所23社、地方優良事業所127社、優良従事者171名が受賞されました。

<当協会関係で受賞された方>（敬称略）

功 労 者：松田 美代子（株式会社松田商店）

地 方 功 労 者：松尾 廣（小棕リビングクリーン株式会社）

地方優良事業所：株式会社丸山組（田辺市）

：有限会社紀南建設

：株式会社三高産業

優 良 従 事 者：増田 直美（株式会社松田商店）

3-② 会議報告

○第53回理事会（web会議）

開催日：令和3年1月14日（木）

議 題：<決議事項>

第1号議案 保存期間経過後会計関係書類の処分の承認について

<協議事項>

- （1）令和2年度の産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えんについて
- （2）「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」の承認及び制定に向けた今後の進め方について
- （3）連合会の収支見通し等、関東地域協議会の『令和2年度正会員会費

算定の見直しについて（緊急要望）』への対応について
(4) 令和3年度の事業計画の考え方について

○令和2年度第2回全国正会員事務局責任者会議（web 会議）

開催日：令和3年2月5日（金）

出席者：専務理事

- 議 題：(1) 「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」の承認及び制定に向けた今後の進め方について
(2) 令和3年度の事業計画の考え方について
(3) 令和3年度の許可等講習会事業について
(4) 業務主任者（仮称）と技能実習生の取組状況について
(5) 令和3年度産業廃棄物処理実務者研修会の開催について
(6) 令和3年度の労働安全衛生事業について
(7) 維持管理積立金の損金算入措置に関する税務手続き説明会の周知について
(8) その他

○第54回理事会（web 会議）

開催日：令和3年3月9日（火）

- 議 題：(1) 令和2年度収支状況の報告、並びに、令和3年度事業計画及び収支予算の決定について
①令和2年度決算見通し
②令和2年度の産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えんの決定について
③業務主任者（仮称）と技能実習生の取組状況について
④専務理事の報酬月額（案）について
⑤令和3年度事業計画及び収支予算の決定について
(2) 令和3年度表彰選考委員会委員の委嘱について（案）
(3) （一社）アジアプラスチック資源循環協会の賛助会員としての加入の承認について

○第55回理事会（書面決議）

開催日：令和3年4月9日（金）

議 題：第1号議案 全国産業資源循環連合会事務局長の任免について

○令和3年度第1回災害廃棄物委員会（web 会議）

開催日：令和3年5月18日（火）

出席者：専務理事、事務局長

- 議 題：(1) 災害廃棄物委員会報告書について
(2) その他

○第56回理事会（web会議）

開催日：令和3年5月25日（火）

議題：＜決議事項＞

第1号議案 第11回定時総会の開催及び運営について

第2号議案 第11回定時総会の提出議案について

令和2年度事業の報告及び令和2年度決算承認の件
並びに監査報告

第3号議案 表彰選考委員会の選考結果について

＜協議事項＞

（1）令和4年度税制改正要望について

（2）次回理事会その他の日程について

（3）その他

○第57回理事会（web会議）

開催日：令和3年7月13日（火）

議題：＜決議事項＞

第1号議案 災害廃棄物委員会の活動延長及び委員の任期延長について

第2号議案 委員会委員の選任につて

第3号議案 令和3年度適正処理推進事業等活動支援金交付について

第4号議案 保存期間経過後会計関係書類の処分について

＜協議事項＞

（1）次回理事会その他の日程について

（2）その他

○令和3年度第1回全国正会員事務局責任者会議（web会議）

開催日：令和3年7月16日（金）

出席者：専務理事、事務局長

議題：（1）「令和3年度事業計画」及び「総務倫理委員会における今後の事業の方向と重点に関する検討状況」について

（2）令和3年度許可等講習会事業の開催計画について

（3）令和3年度労働安全衛生事業について

（4）人材育成事業に関する報告について

（5）業務主任者資格試験制度に関する事業について

（6）災害廃棄物委員会について

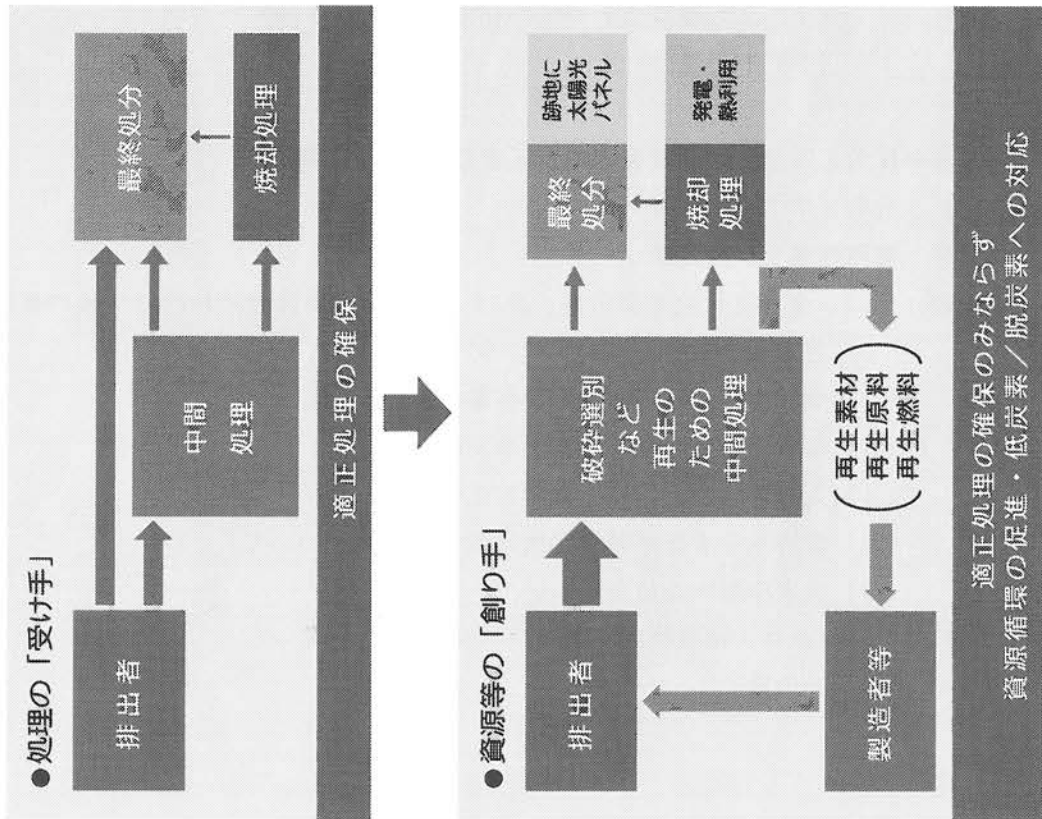
（7）「コロナ補償制度（仮称）」の募集について

（8）その他

わたしたちは、振興法案の制定を求めています。

振興法案の正式名称は「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」です。

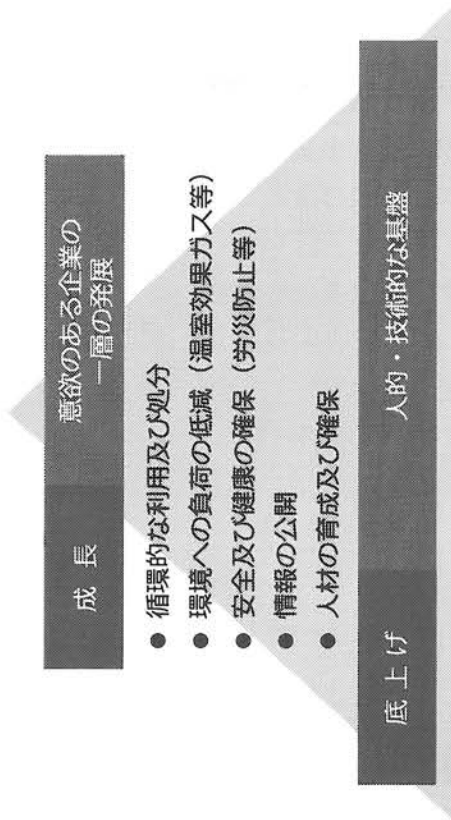
処理の「受け手」から資源等の「創り手」へ



3-③ 産業廃棄物処理振興法案について

(公社) 全国産業資源循環連合会では、「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」を取りまとめ、議員立法化を目指しています。

人的・技術的な業界全体の底上げと 意欲のある会社の成長



産業廃棄物処理産業は、悪貨が良貨を駆逐するといわれた以前の構造から、排出事業者の処理責任の一層の強化と優良事業者の認定増加のため、良貨が悪貨を駆逐する構造へと転換が進みつつある。さらに、循環型社会の実現と低炭素社会への寄与のため、産業廃棄物処理業界が担う役割は重要となっており、産業廃棄物処理の単なる受け手から、産業廃棄物から資源やエネルギーを製造する創り手へと変貌する必要がある。また、災害時の廃棄物の処理の担い手として、さらに、途上国における廃棄物処理を人的・技術的に支える者として、より公的な役割も期待される。

しかしながら、産業廃棄物処理産業の企業は、ほとんどが中小企業であり、このようなニーズや期待に応えるにあたっては、人材の育成、技術の向上、事業の成長と高度化といった面で困難なことが多い。排出事業者の良きパートナーとして安心して処理委託を受ける処理業者の確保にとどまらず、資源循環を促進する産業として、業そのものの本格的な振興が必要である。

今や2020年以降の半世紀を見通して、産業廃棄物処理産業の人的な側面、技術的な側面等を全体として底上げしながら、適正な競争環境の下で成長し信頼される事業者を造り出していくことが、国の内外において求められる。廃棄物処理法では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、このような課題の解決に適さない。

振興法案は、産業資源の循環的な利用を促進します。

振興法案の正式名称は「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」です。

振興法案の構成

産業廃棄物処理産業を営む者の9つの責務

- ① 産業資源の循環的な利用及び処分
- ② 地球温暖化対策等の環境負荷の低減
- ③ 安全及び健康の確保
- ④ 情報の公開
- ⑤ 人材の育成
- ⑥ 海外技術協力
- ⑦ 技術開発の推進
- ⑧ 地域社会の健全な発展への貢献
- ⑨ 災害廃棄物処理への協力



産業廃棄物処理産業団体

全国を単位とする事業者団体を想定。
「産業廃棄物処理産業を営む者の9つの責務」の①～⑨の全ての事項について、産業処理業者の取組に資する事業を全国規模で展開。

事業者の協力等

- ① 情報の提供、適切な費用負担
- ② 再生品の使用努力

環境大臣による「産業廃棄物処理産業の振興に関する基本方針」の策定

- ① 振興の意義及び基本的な事項
- ② 産廃処理産業を営む事業者に期待される事項
- ③ 国が講ずべき措置
- ④ 地方公共団体が講ずべき措置
- ⑤ 産廃処理事業者団体に期待される事項
- ⑥ その他

国及び地方公共団体の施策

- ① 人材の育成
(研修の実施、資格制度の創設)
- ② 優良な事業者による事業の促進
(負担軽減、協同事業)
- ③ 循環法制運用に当たった環境負荷低減等のための配慮
(低環境負荷施設の設置)
- ④ 再生品の利用の促進
(品質基準と利用基準の設定)
- ⑤ 最終処分場の確保
- ⑥ 地球温暖化対策の支援
- ⑦ 海外展開の支援
- ⑧ 開発途上国の処理困難な循環資源の本邦での適正な処理の推進
- ⑨ 研究開発の推進等
- ⑩ 普及啓発 (国民の理解の促進)
- ⑪ 援助 (情報の提供、財政上等の補償)



産業資源とは (振興法案第2条第3項)

連合会が提案する法律案では、循環型社会形成推進基本法に則り、「産業資源」を定義し対象としています。「産業資源」には、以下の図のとおり、「循環資源」である「産業廃棄物のうち有用なもの」を含むのですが、「循環資源」から「一般廃棄物のうち有用なもの」を除くものです。なお、「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定するもので、廃棄物のうち有用なものに加えて、廃棄物以外の使用済み物品、未使用の収集・廃棄物品、人の活動に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものを言います。



産業廃棄物処理産業とは (振興法案第2条第1項)

通常、産業廃棄物処理業という言い方がされますが、振興法案では「産業廃棄物処理産業」の呼び方で、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業を指します。それぞれで収集運搬、中間処理、最終処分に分かれます。

〇目的

産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興を図るものです。
このため産業廃棄物処理産業を営む者の責務を明らかにするとともに、環境大臣による基本方針の策定その他の必要な事項を定めています。

〇内容

振興法案では、産業資源の循環的な利用を促進するため

1. 産業廃棄物処理法の下にある産業廃棄物処理産業が社会に対して何をすべきか (第3条-第11条)
2. 広く事業者や国民に、費用負担や再生品の利用など求めることは何か (第12条-第13条)
3. 国が基本方針を定めるほか、国や地方公共団体に何を措置してもらうか (第14条-第25条)
4. 全国産業資源循環連合会のような全国団体は産業廃棄物処理産業に何をすべきか (第26条)。

〇狙いと期待

振興法案は、産業廃棄物処理産業、事業者・国民、行政及び団体 (1.から4.) について、産業資源の循環的な利用を促進する上で望ましい姿を示したものです。ここに書いていくことが進められ、産業廃棄物処理産業とその業界団体が行動することが、産業廃棄物処理産業が処理の「受け手」から資源等の「創り手」へ一層変わることに伴い、今後数十年の業界の発展につながるかと考えます。更に、振興法の制定により、業界の社会的地位の向上や働く人のモチベーションの増進、業界と行政との対話の促進、業界への行政からの支援拡充につながることを期待します。



公益社団法人全国産業資源循環連合会

3-④ 全国産業資源循環連合会政治連盟

○第53回理事会（web会議）

開催日：令和3年2月9日（火）

出席者：名誉会長（政治連盟理事長）

- 議 題：第1号議案 第19回代議員会を「みなし決議代議員会」とすることについて
第2号議案「みなし決議代議員会」提出議案について
- （1）2020年事業報告及び収支決算の承認並びに監査報告について
 - （2）「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案（連合会案）」の制定に向けた今後の進め方について
 - （3）全国産業資源循環連合会政治連盟規約の改正について
 - （4）2021年活動計画案及び収支予算案について

○第54回理事会（web会議）

開催日：令和3年6月18日（金）

出席者：名誉会長（政治連盟理事長）

- 議 題：（1）令和3年度産業・資源循環議員連盟総会開催結果について
（2）衆議院議員選挙への対応について
（3）第26回参議院議員選挙比例代表（全国区）（2022年選挙）の推薦について
（4）その他

○第19回代議員会（書面決議）

- 議 題：第1号議案 2020年事業報告及び収支決算の承認並びに監査報告について
第2号議案「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案（連合会案）」の制定に向けた今後の進め方について
第3号議案 全国産業資源循環連合会政治連盟規約の改正について
第4号議案 2021年事業計画及び収支予算について

3-⑤ 近畿地域協議会

1. 開催日：令和3年3月26日（金）

場 所：ホテルグランヴィア和歌山「ル・グラン」（和歌山県）

出席者：31名（うち当協会10名）

- 議 題：（1）大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策の現況について
（2）近畿地方整備局と全国産業資源循環連合会近畿地域協議会再生利用推進
検討会議代表による意見交換会について（報告）
（3）令和3年度公益社団法人全国産業資源循環連合会表彰功労者表彰及び優
良事業所表彰推薦書の提出について（報告）
（5）次回開催予定について
（6）その他

2. 開催日：令和3年7月9日（金）

場 所：びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」（滋賀県）

出席者：36名（うち当協会5名）

- 議 題：（1）新型コロナウイルス感染症への対応について
（2）令和元年度産業廃棄物処理事業者による災害廃棄物の処理能力調査の概
要および令和3年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物
対策調査検討業務について
（3）次回開催予定について
（4）その他

4 行政ニュース

4-① 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」について

「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」の施行から1年となりました。

街中で散乱したごみは河川等を通じて海に流れ着き、昨今問題となっている海洋ごみの一因となっています。県では、令和2年4月1日に標記条例を施行し、海洋ごみをこれ以上増やさないように、教育・啓発及び取り締まりを柱とした取組を進めています。

・教育・啓発

「出張！県政おはなし講座」等を利用してもらい、県内の生徒・児童を中心にごみの適正処理やリサイクルの知識、道徳心を養ってもらうことで、街の環境美化、海洋ごみ問題など、自分たちで何ができるのか考えてもらう機会を提供しています。

また、事業所や大人を対象にした講座を開催していますので、会員の皆様の事業所でもいかがでしょうか。

・わかやまごみゼロ活動応援制度

ごみの散乱の防止についての県民意識の高揚とともに、県民及び県内事業者の自主的な清掃活動の促進を目的として本制度を制定しました。県民及び県内事業者が行う街頭清掃などを「わかやまごみゼロ活動」として県が認定し、その清掃活動を支援するものです。現在（R3.7.30）、「わかやまごみゼロ活動」として29団体33活動を認定しています。

貴協会の不法投棄防止啓発・不法投棄物撤去の活動も認定されています。今後は、会員の皆さまが社会貢献活動として街頭清掃等をされる際には、ぜひ、わかやまごみゼロ活動の認定申請をお願いします。

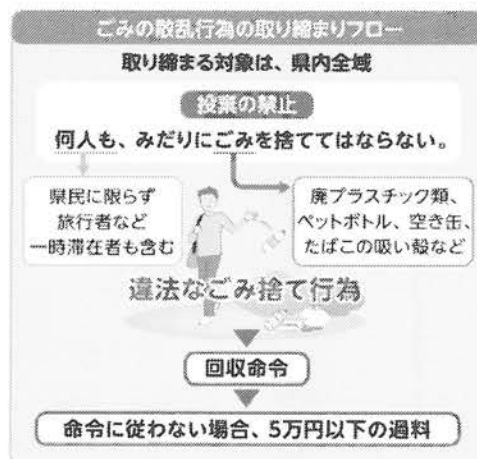
・取り締まり

この条例により、和歌山県では環境監視員によるごみの散乱防止のためのパトロールを実施しています。

環境監視員がたばこのポイ捨て等、ごみの散乱行為を発見した場合は、違反者に対し、その場で回収命令を出し、この命令に従わなかった場合は、最大5万円の過料が科せられます。罰則規定が施行された昨年10月1日から、令和3年7月15日までで、口頭指導186件、書面による回収命令1件、過料徴収は0件となっています。

たばこ等のポイ捨てをする人は、あまり意識せず行っており、注意をすると回収します。県では、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」を合言葉にさらなる取組を進め、もっともっときれいなわかやまを目指します。会員の皆様のご協力をお願いします。

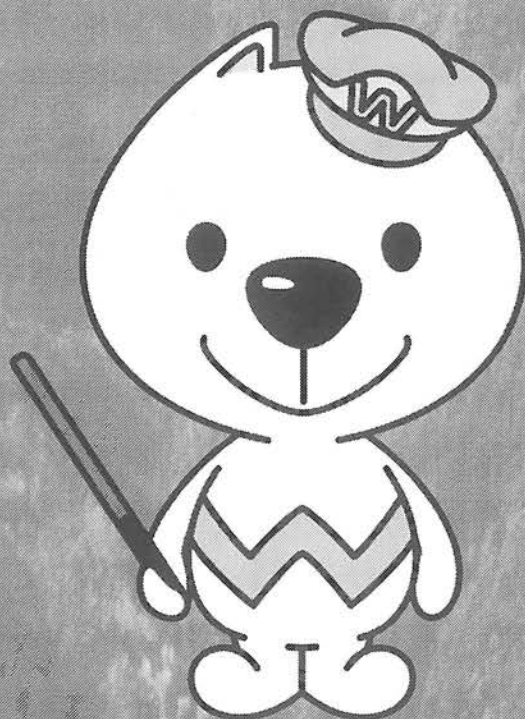
*詳しくは、和歌山県循環型社会推進課のホームページをご確認ください。



ごみの散乱を

「しない」「させない」「許さない」

「和歌山県ごみの 散乱防止に関する条例」



私たち1人1人が県土全体の広域的な環境の保全を図り、廃棄物の適正な処分・再利用による減量化を進めることで、将来にわたる健康で文化的な生活の構築につながります。

「本気でわかやまの“ごみゼロ”目指しませんか？」

ごみをみだりに捨てると回収を命じられ、命令に従わない場合は5万円以下の過料に処せられます。



和歌山県 環境生活部 循環型社会推進課 / 廃棄物指導室
電話：073-441-2675 / 073-441-2681 FAX：073-441-2685

条例HP
はコチラ▶



「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」の概要

条例制定の背景

近年、適正に処理されなかったプラスチックごみの海洋流出が一因となり、地球規模で環境破壊につながっています。海洋流出するごみの中には、もともと陸上で散乱していたごみも少なからず含まれています。

こうしたことから、その対策として、身近にできることから確実に実行するため、条例を制定し、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」運動を県民一丸となって取り組むこととしました。



条例の主なポイント

- 県、事業者及び県民のごみの散乱防止に関する責務を定めます。（第1条、3条、4条、5条）
- 県はごみの散乱の防止について、県民の理解を深めるため、必要な教育及び啓発を実施します。（第3条）
- 何人も、みだりにごみを捨ててはいけません。（第6条）
- ごみをみだりに捨てると回収を命じられます。（第9条）
- 命令に従わない場合は5万円以下の過料に処されます。（第10条）
- 屋外でごみがみだりに捨てられないよう監視するために環境監視員を配置します。（第11条）
- ▶県一丸となって和歌山の豊かな環境を“もっともっときれい”にしていき、安全で安心して暮らせる県土を未来に継承していきましょう！

ごみの散乱防止のための取り組み

あなたのごみ拾い活動をみんなで共有しよう！

ウェブサイト「クリーンアップわかやま」

和歌山県では、ごみ拾い活動の見える化を目的にウェブサイト「クリーンアップわかやま」を展開中です。

このサイトは、各個人や団体が行った県内の清掃活動を「ごみ拾いアプリPIRIKA」を使い、写真付きで投稿していただくことで、「クリーンアップわかやま」にその情報が集約され共有できるものです。

「PIRIKA」は、身近なごみ拾いの投稿だけでなく、感謝やコメントも投稿でき、街も心もきれいになります。

ぜひ、個人、グループ活動等での投稿をお待ちしています。

*QRコードから「PIRIKA」をダウンロードしてください

和歌山県



街がきれいになるアプリ
ごみ拾いSNS PIRIKA



ごみ拾いアプリ「PIRIKA」
により活動を投稿



投稿された内容は
「クリーンアップわかやま」
で共有！

ごみ拾い活動を応援します！

わかやまごみゼロ活動応援制度

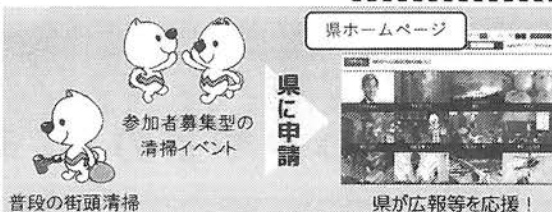
「わかやまごみゼロ活動応援制度」は、県民のみならず、事業者のみならずの自主的な清掃活動を応援する制度です。

和歌山県内で自主的な清掃活動を行っていただく場合、県あてに所定の様式で申請を行っていただくと、県がその活動を「わかやまごみゼロ活動」として認定（※注）し、県ホームページにてその活動の広報をお手伝いするなど、みなさんの活動の応援を行います！

「わかやまごみゼロ活動」として認定を受けた活動が増加していくことで、自主的な清掃活動の活性化を図ってだけでなく、同様の活動を行っている団体同士がつながっていくことを目指しています。

（※注）認定には要件があります。

申請様式
はコチラ▶



普段の街頭清掃

県が広報等を応援！



県内の児童・生徒を対象に実施した令和2年度「わかやまごみゼロ活動ロゴマークデザインコンテスト」において、応募総数440作品の中から左のデザインを最優秀賞に選出し、わかやまごみゼロ活動の「ロゴマーク」を制定しました。

*ごみゼロ活動参加者にはロゴマークを活用した啓発物品を提供しています

SNSで和歌山県内の清掃活動を見える化

「クリーンアップわかやま」

拾って、
撮って、
投稿するだけ!



和歌山県ではクリーンアップ運動を実施しています。

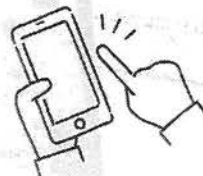
みんなで参加して、ゴミ1つないきれいな和歌山にしよう!!

個人や、企業・団体・グループで参加できます。

《参加方法》

スマートフォンでゴミ拾いアプリ「ピリカ」をダウンロード。
アプリを起動し、活動を投稿してください。

- 学校・仕事・買い物からの帰り道、ウォーキングなどで身近なゴミを拾って投稿してください!
- 大きなありがとうの“わ”を作った方、活動が活発な方や団体を年度末に表彰します。
- ピリカでも、季節ごとにイベントが開催されています。



和歌山県 ×



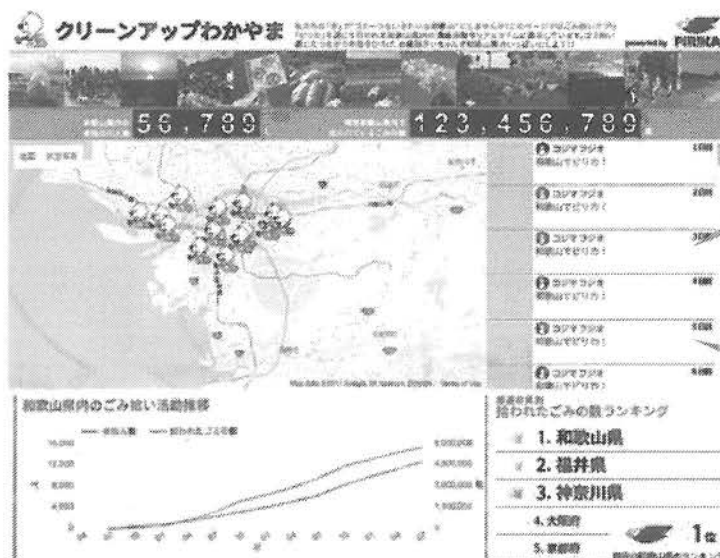
街がきれいになるアプリ
ごみ拾いSNSピリカ

無料アプリをダウンロードして「クリーンアップわかやま」に参加しよう▶



専用SNS・ウェブサイト 「クリーンアップわかやま」

スマホアプリ「ピリカ」と連動して清掃活動をリアルタイムに表示！



場所・ゴミの内容
コメントなど
ゴミ拾い活動が
タイムラインで
表示されます。

個人・企業・団体の
活動PRができます。



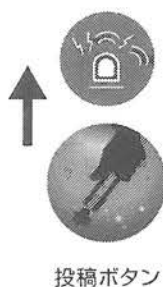
スマホアプリ「ピリカ」とは・・・？

ゴミを拾ったら、写真に撮り、ピリカに投稿するだけで、世界中にゴミ拾いの活動を発信！
ありがとうがついたり、コメントが来たり様々な人と共有でき、
他の人のゴミ拾い活動も表示されるので、モチベーションも上がりながら
気軽にボランティア活動に参加できます。



更にこんな機能も！

投稿ボタンを上からスワイプすると
不法投棄を通報することができます。



投稿ボタン



URL <https://www.pirika.org/pref/wakayama>

クリーンアップわかやま

検索

和歌山県環境生活部県民局県民生活課

TEL073-441-2598 e-mail: e0313001@pref.wakayama.lg.jp

4-② (特別管理) 産業廃棄物処理業の更新許可に関する講習会修了証の取り扱いについて

和歌山県循環型社会推進課
和歌山市産業廃棄物課

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の一部が中止・延期されていましたが、今年度は、感染予防措置を講じた上で再開されています。

しかし、更新許可申請時まで講習会が受講できず、申請書に講習会修了証(コピー)が添付できない場合は、①講習会受講後に講習会修了証(コピー)を提出する旨の「申立書」及び②講習会受講申込みの完了が証明できる「申込完了メール」のコピー等を添付してください。

この2点の添付を条件(和歌山市は①または②のどちらか1つ)に更新許可申請を受け付け、講習会修了証(コピー)の提出後、許可期限を更新した許可証を交付します。

和歌山県では更新許可講習会修了証の有効期限は5年間、和歌山市では2年間となっています。(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。) **更新許可申請を予定されている方は、計画的に講習会の受講をお願いします。**

＜公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター(JW センター) ホームページ＞
※講習会の申込み、講習会に関する詳細は、こちらをご確認ください。

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/application/index.html>

○講習会の申込みは、インターネットで日本産業廃棄物処理振興センター(JW センター)のホームページからのみ受け付けています。

○「講義」は事前に各自ご自宅等からオンラインで受講し、「修了試験」は指定日時に試験会場に会場来て受験の2段階形式の「講習会」になります。
(講義の受講には、パソコン及びインターネット環境が必要です。)

○受験会場は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力広域的な移動は避けて、最寄りの開催地にお申込みください。直近の和歌山県で開催される更新講習会の日程は令和4年2月9日(午前・午後)です。

4-③ 解体等作業時におけるアスベスト飛散対策について（令和2年6月5日「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布されました）

和歌山県環境管理課

◆ アスベストとはどんなもの

アスベスト（石綿）は天然の鉱物で、熱や摩擦に強いという特徴があり、アスベストを用いた製品は、その耐火性能の高さ等から建築物や工作物に多用されました。

しかし、飛散したアスベストを吸引することで肺がんや中皮腫を発症する発がん性が社会問題となり、現在では、新たなアスベスト製品の製造・使用等は禁止されています。

◆ アスベストを含む建材を使用した建物を解体する際には

アスベストを含む建築材料を使用した建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、大気汚染防止法により「石綿飛散防止対策（作業基準の遵守）」が義務づけられています。

◆ 規制が強化されました（大気汚染防止法の改正）

大気汚染防止法が改正され、令和3年4月1日から規制対象が全てのアスベスト含有建材に拡大され、併せて、罰則の強化、事前調査の方法の明記、作業記録の作成・保存の義務づけなど、アスベストの飛散防止対策のさらなる強化が行われました。（労働安全衛生法石綿障害予防規則についても同様の改正がなされています。）

◆ 事前調査結果の報告が義務化されます（令和4年4月から）

令和4年4月1日からは、建築物の解体等を行う前にアスベスト含有建材の有無を調査する「事前調査」結果の報告が義務化されます。（アスベスト含有の有無にかかわらず必要です。）

さらに令和5年10月1日からは、「事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者」による「事前調査」の実施が義務づけられます。（事前調査の信頼性の確保のため。）

◆ 飛散防止対策の徹底をお願いします

建築物等の解体等作業を行う際には、アスベストの有無の調査（事前調査）を実施いただき、対象建築物にアスベスト含有建材がある場合は、建材ごとに定められている作業基準を遵守の上、飛散防止対策の徹底をお願いします。

解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。



規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大※1します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。



罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。



事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者※2」による 事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月～)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等※3が事前調査結果を都道府県等※4へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月～)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存※5することを義務付けます。



作業記録の作成・保存

- ✓ 必要な知識を有する者※6による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存※7を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

- ※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
- ※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ※3 元請事業者または自主施工者
- ※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
- ※5 解体等工事終了後3年間保存
- ※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
- ※7 解体等工事終了後3年間保存

石綿(アスベスト)とは

石綿(アスベスト)は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

代表的な石綿(アスベスト)

クロシドライト(青石綿) アモサイト(茶石綿) クリノタイル(白石綿)



出典: THE ASBESTOS/せきめん読本 (1996年日本石綿協会)

石綿(アスベスト)の使用と規制

- 昭和30年頃 建材としての使用が一般化
- 昭和50年 石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
- 昭和55年 石綿含有吹付けロックウールの使用終了
- 昭和62年11月 建築物耐火構造規定から吹付石綿を除外
- 平成7年1月 <阪神・淡路大震災>
- 4月 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
- 平成16年10月 石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止
- 平成17年6月 <石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生事案>
- 7月 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止
- 平成18年9月 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止
- 平成24年4月 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止

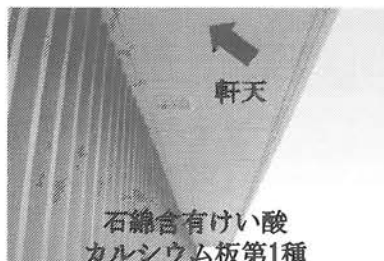
新たに石綿含有成形板等が規制対象となりました。

一般的な住宅にも使用されていることがあります。



屋根材
外壁など

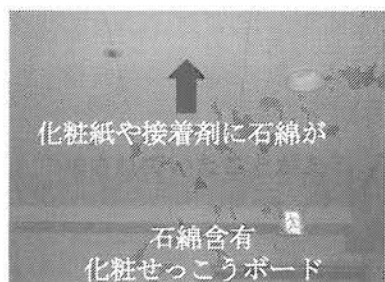
石綿含有スレート（波板）



石綿含有けい酸
カルシウム板第1種



石綿含有窯業系サイディング



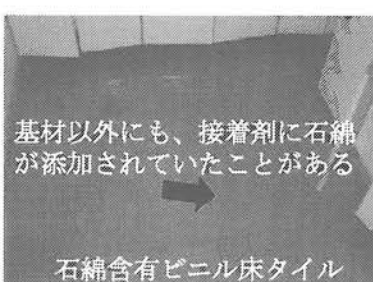
化粧紙や接着剤に石綿が

石綿含有
化粧せっこうボード



天井

石綿含有ロックウール
吸音板（写真はリブ付き）



基材以外にも、接着剤に石綿
が添加されていたことがある

石綿含有ビニル床タイル

出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

新たに規制対象となった石綿含有成形板等については、作業基準として、作業計画の作成、作業実施の記録、作業記録の作成・保存のほか、以下の基準があります。

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸 カルシウム板第1種	※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること。 (1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。 ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する建材を薬液等により湿潤化※2すること (3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
その他の 石綿含有成形板等	(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること (3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※1 同等以上の効果を有する措置例：負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）

※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

☆ その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。

● 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

・改正内容の詳細（リーフレット）

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf>



・法改正の資料等掲載ページ

https://www.env.go.jp/air/post_48.html



環境省 大防法改正



環境省

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351（代表）内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>

4-④ 「フロン排出抑制法」が一部改正されています（令和2年4月改正法施行）

和歌山県環境管理課

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、大気中への放出を抑制することが必要です。そのため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「フロン排出抑制法」という。）に基づき、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が求められているところです。また、令和2年4月1日からは、第一種特定製品（業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び業務用冷凍機器）を処分する際の規制についても強化されていますので、事業者の皆様には更なるご協力をお願いします。

【建設・解体業者の皆様】

～建物解体時の規制が強化されています～

建築物等の解体工事の元請業者は、当該建築物等の第一種特定製品の有無について確認するとともに、その結果を書面「事前確認書」により工事発注者に説明し、その書面の写しを3年間保存しなければなりません。

確認の結果、第一種特定製品があった場合において、その第一種特定製品を廃棄するときは、所有者（工事発注者。第一種特定製品廃棄等実施者）が費用を負担して、第一種フロン類充填回収業者に機器に充填されているフロン類を引き渡さなければなりません。

【廃棄物・リサイクル業者の皆様】

～機器廃棄時における規制が強化されています～

第一種特定製品の廃棄等を行う際には、機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならないとされています。フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止されています。

引取証明書（写し）でフロン類が回収済みであることを確認したとき又は充填回収業者として自らフロン類を回収するときは引き取ることができます。引取証明書（写し）は3年間保存しなければなりません。

罰則の強化

フロン類をみだりに放出した場合、行政指導などを経ることなく、即座に1年以下の懲役または50万円以下の罰金などの、刑事罰の対象となります。業務用のフロン類使用機器を処分する際は、十分にご注意ください。

問い合わせ先 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

電話 073-441-2688

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

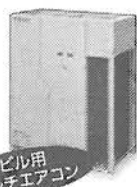
2020年
4月施行

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舖用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

建設・解体業者

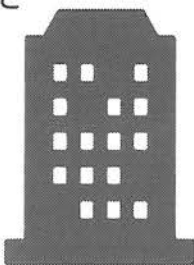
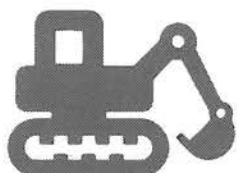
やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。

改正点 その書面の写しを3年間保存。

- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)

- ③ フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う
機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら……

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認
書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が
回収済み

フロン類が
未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

方法①: 工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を
充填回収業者に依頼します。

方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)
フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者から
フロン類の
引取証明書の写しを
もらいます。

○充填回収業者から引取証明書の
写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを
必要部数用意します。

委託
確認書

充填回収業者*



フロン類を回収し、
引取証明書を発行します。

※都道府県に登録された第一種
フロン類充填回収業者

引取
証明書
(写し)

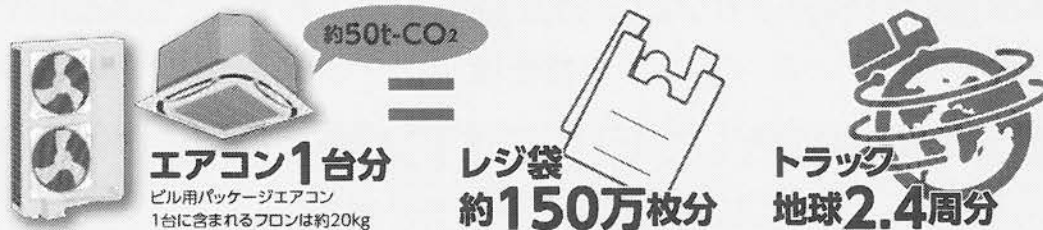
○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。

引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の
引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に
甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL: 03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL: 03-3501-1511 (内線3711)



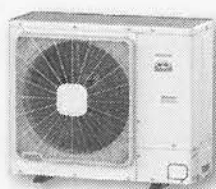
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

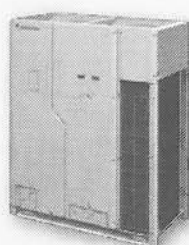
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

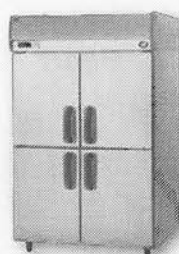
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



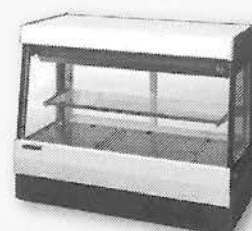
店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

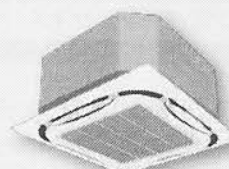
対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか？

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

ごみの収集運搬作業においては、作業前、作業中・休憩中、作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

POINT 01.

—— “作業前” に心がける4つのこと ——

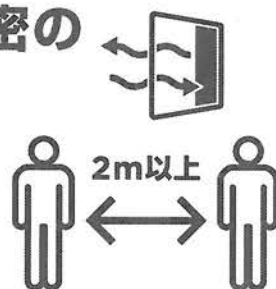
その1 健康管理・ 体調把握の実施

十分な睡眠をとる等の
健康管理や定期的な
体温測定による
体調把握を実施してください。



その2 3つの密の 回避

着替え時等は、他の人と
十分な距離をとりましょう。
また、こまめに更衣室の窓や
ドアを開け換気しましょう。



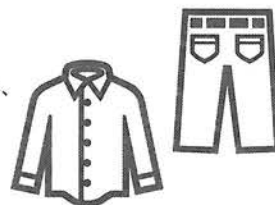
その3 手袋、ゴーグル、 マスク等の防護具の 適切な着用

作業時のウイルス付着を
防ぐために、手袋、
ゴーグル、マスク等を
着用しましょう。



その4 肌の露出の少ない 作業着（長袖・長ズボン） の着用

作業着は、露出した肌への
ウイルス付着を避けるために、
長袖・長ズボンの着用を
心がけましょう。



POINT 02.

—— “作業中・休憩中” に心がける4つのこと ——

その1 素手で触らない

素手でごみに触れないようにしましょう。
手袋の脱着時に素手で
手袋の外面や顔に
触れないよう注意しましょう。



その2 こまめに消毒

作業の合間に、機会を見つけて
アルコール消毒液等による
消毒を心がけましょう。



その3 車の換気 (窓開け)

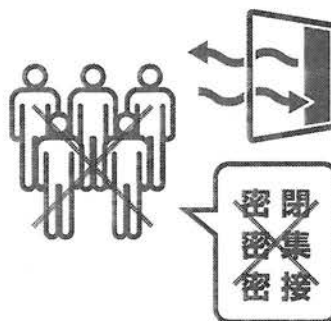
作業車の窓は開放し、常に換気されている状態を保ちましょう。
(複数人乗る場合には必ずマスクを着用)

※気温や湿度の高いときには熱中症にも十分気をつけましょう。



その4 休憩の際の 3つの密の回避

休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、他の人と十分な距離をとり、近距離での会話等は控えましょう。



POINT 03.

—— “作業後” に心がける3つのこと ——

その1 消毒・洗浄の徹底

帰着後は以下を重点的に消毒しましょう!

●車両の 消毒・洗浄



消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウムで消毒と洗浄。
(0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒)

●運転席の 消毒

ハンドル、シート、ドアノブなどを重点的に消毒。



●スマホ、タブレット 等の消毒

持ち歩いたスマホやタブレットは消毒。



●手袋、ゴーグル の消毒・洗浄

使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄。



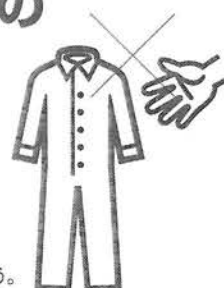
その2 手洗いの 徹底

帰着直後と「その1」の消毒作業後は手洗い、必要に応じて洗顔を行いましょう。



その3 着替え時等の 注意

作業着を脱いだり防護具を外すときは、外面に触れないよう裏返ししながら。脱いだ作業着は洗濯しましょう。着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離をとるなどしましょう。



医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

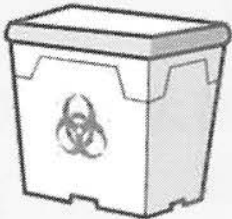
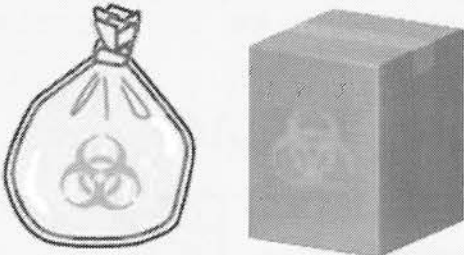
**消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう**

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

**感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう**

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいのものであって、
感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の 鋭利なもの	②血液等の液状または 泥状のもの	③血液等が付着した ガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある 堅牢な容器	漏洩しない 密閉容器	丈夫なプラ袋の二重使用 または、堅牢な容器
 例：プラスチック製容器		 例：プラ袋（二重使用）／段ボール容器（内袋使用）

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省



環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)

令和3年2月19日



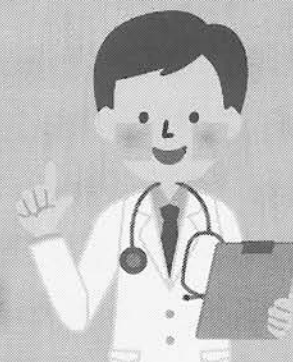
首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナワクチンについて 皆さまに知ってほしいこと

～ワクチンに関する情報を、正確に、わかりやすくお伝えします～



新型コロナワクチンは、発症を防ぐ効果が認められています。

今回新たに承認された新型コロナワクチンは2回の接種によって、95%の有効性で、発熱やせきなどの症状が出ること（発症）を防ぐ効果が認められています。（※インフルエンザワクチンの有効性は約40～60%）



新型コロナワクチンは、あなたご自身のためだけでなく、医療機関の負担を減らすための重要な手段にもなります。

新型コロナウイルスは、まだまだ未知のことがあります。このウイルスの感染により、令和3年1月末までに6千人以上の方が亡くなり、3万人以上の方が入院されています。特効薬も開発中の段階です。

こうした中で、多くの方に接種を受けていただくことにより、重症者や死亡者を減らし、医療機関の負担を減らすことが期待されます。



どんなワクチンでも、副反応が起こる可能性があります。

一般的にワクチン接種後には、ワクチンが免疫をつけるための反応を起こすため、接種部位の痛み、発熱、頭痛などの「副反応」が生じる可能性があります。治療を要したり、障害が残るほどの副反応は、極めて稀ではあるものの、ゼロではありません。（予防接種による健康被害は救済制度の対象です。）

今回新たに承認されたワクチンの国内治験では、ワクチンを2回接種後に、接種部位の痛みは約80%に、37.5度以上の発熱が約33%、疲労・倦怠感が約60%の方に認められています。

ワクチンに含まれる成分に対する急性のアレルギー反応であるアナフィラキシーの発生頻度は、市販後米国で100万人に5人程度と報告されています。日本での接種では、ワクチン接種後15～30分経過を見て、万が一アナフィラキシーが起きても医療従事者が必要な対応を行います。

掲載の内容は、今後見直される場合があります。

新型コロナワクチンについて皆さまに知ってほしいこと

～ワクチンに関する情報を、正確に、わかりやすくお伝えします～



新型コロナワクチンの承認後も、継続的に安全性を確認します。

アナフィラキシーや医師が予防接種との関連を疑う重篤な症状が発生した場合は、法に基づき報告を受け、専門家が評価します。こうした報告の中には、ワクチン接種後の持病悪化・死亡のように、ワクチンとの因果関係が直ちに評価できない事例も含まれますが、幅広く収集し、評価を行うこととしています。

加えて、1～2万人の先行接種者を含め、延べ約300万人の方々について、ワクチン接種後の症状等の調査を予定しています。

このように、ワクチンの安全性を継続して確認し、安全性に関する情報を提供していきます。



新型コロナワクチンの接種には、優先順位があります。

全国民に提供できるワクチンの数量を確保することを目指しています。しかしながら、ワクチンの調達が段階的にならざるを得ないことから、まず、重症化リスクの高い方から順に接種することで、重症者や死亡者を減らすことを優先します。また、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制を守ることも不可欠です。

このため、①新型コロナウイルス感染症患者等に直接医療を提供する医療従事者等、②65歳以上の高齢者、③基礎疾患を有する方や高齢者施設等において利用者に直接接する職員、の順で接種をしていく方針です。その後、16歳以上の一般の方に、順次接種が行われます。



新型コロナワクチンは、誰もが全額公費(無料)で受けることができますようにします。

外国人も含め、接種の対象となるすべての住民に全額公費で接種を行う見込みです。接種の時期が近づいたら、市町村から、接種のお知らせや接種券をお送りする予定です。



ワクチンについて、正しく知ったうえで、判断しましょう。

新型コロナワクチンを承認し、接種をお勧めするにあたって、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応といったデメリットより大きいことを確認しています。国民の皆さまが納得して判断をしていただけるよう、国としても情報提供に努めてまいります。



5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

5-① 支部研修会

令和2年度の支部研修会は、和歌山県循環型社会推進課、地域環境推進班の辻内班長から「災害廃棄物処理について」、小林グローバルコンサルティング事務所の小林和男氏から「大気汚染防止法の一部改正に伴う石綿対策の規制強化について」それぞれご講演を頂きました。

◇研修会開催スケジュール

支 部	日 時	場 所	参加者
和歌山支部 海南・有田支部	令和3年1月12日（火） 午後1時30分～午後4時30分	和歌山市 （和歌山商工会議所4F）	17名 （16社）
紀北支部	令和3年1月13日（水） 午後1時30分～午後4時30分	紀の川市 （粉河ふるさとセンター）	17名 （14社）
紀南支部	令和3年1月20日（水） 午後1時30分～午後4時30分	新宮市 （東牟婁振興局）	11名 （11社）
御坊・田辺支部	令和3年1月21日（木） 午後1時30分～午後4時30分	上富田町 （上富田文化会館）	16名 （13社）

合計54社61名が受講されました。

◇研修会テーマ

（1）災害廃棄物処理について

講師：和歌山県循環型社会推進課 地域環境推進班長 辻内崇志氏

（2）大気汚染防止法の一部改正に伴う石綿対策の規制強化について

講師：小林グローバルコンサルティング事務所長 小林和男氏

（3）安全衛生活動について



5-② 産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】～基礎コース～

この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト(産業廃棄物管理票)、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的として開催しました。

☆開催日時 令和3年7月8日(木) 受付9時30分～

☆開催場所 プラザホープ(和歌山県勤労福祉会館) 4階

☆参加人数 排出事業者及び処理業者における産業廃棄物を取り扱う実務担当者 52名

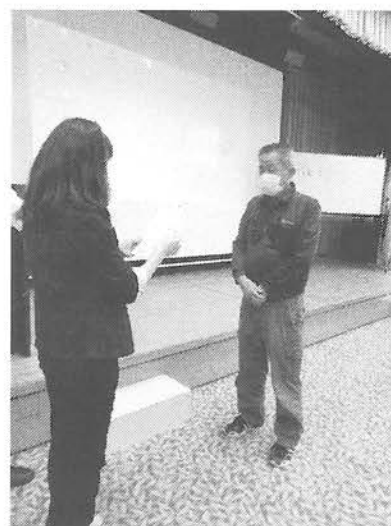
☆受講料 当協会会員 6,050円(税込) (テキスト代含む)

非会員 8,250円(税込) (テキスト代含む)

☆研修内容

10:00	12:00	12:50	13:10	14:30	16:00	16:30
産業廃棄物 処理の基礎	昼休み	質疑 応答	産業廃棄物の 委託処理と委託契約	産業廃棄物管理票 ・帳簿	質疑応答・ 修了証の交付	

すべての科目を受講し研修会を修了された方には修了証を交付し、CPDS受講証明を希望する受講者には受講証明書を発行しました。

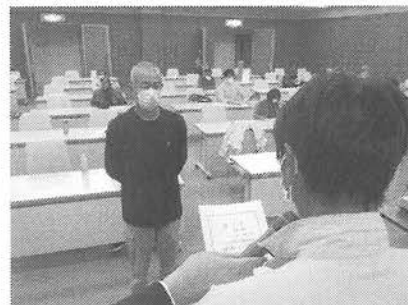
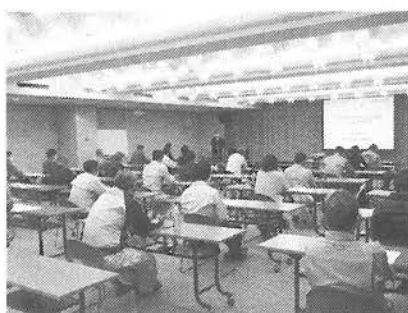


5-③ 安全衛生活動事業

— 労働災害事例研修会 —

協会員が安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として、労働災害事例研修会を実施しました。

開催日時	令和3年3月12日（金） 午後1時30分から午後4時	令和3年3月18日（木） 午後1時30分から午後4時
開催場所	和歌山会場 （和歌山商工会議所）	田辺会場 （上富田町：上富田文化会館）
参加者数	31名	19名
研修内容及び講師	（1）労働災害発生状況及び防止対策について ・講師 （和歌山会場）和歌山労働基準監督署 安全衛生課 明楽 伸樹 課長 （田辺会場）田辺労働基準監督署 安全衛生課 小島 貴志子 監督官 ・研修内容 労働災害の発生状況、産業廃棄物処理業における災害事例、事故内容、原因とその防止対策等 （2）JAFデータから見た交通事故防止について ・講師 （和歌山会場）（一社）日本自動車連盟 和歌山支部 町田 英之 氏 （田辺会場） " " ・研修内容 事例から見る安全運転行動「ドライブレコーダー事例」	



—安全衛生推進委員会—

会員事業所の安全衛生水準の向上を目指すことを目的として、平成16年度から安全衛生活動に取り組んでいます。

令和3年7月21日に安全衛生推進委員会を開催し、令和3年度の安全衛生活動事業計画及び労働災害防止計画の策定等について協議しました。

令和3年度の活動として、安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会・労働災害事例研修会）及び相互安全衛生パトロールの実施を計画しています。

また、(公社)全国産業資源循環連合会が令和2年度から「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画」を策定し、当協会においても、「(一社)和歌山県産業資源循環協会における令和3年度労働災害防止計画」(P59～P62)を策定しました。

今年度の目標として、(1)死亡者数をゼロにする。(2)休業4日以上死傷者数を平成24～26年の平均に比して20%以上減少させる。を掲げ、活動指標を設定して取り組んでいきます。

特に安全衛生規程を作成している会員企業が31事業所に留まっていることから、特に重点目標として取り組んでまいります。

協会ホームページの青色メニューボタンから『連合会安全衛生サイト』をクリック→連合会ホームページ『安全衛生規程作成支援ツール』はこちらをクリック→事業所の人数と業種を選択するだけで、簡単に規程が作成できます。是非作成をお願いします。



作って認識、守って安心、安全衛生規程

ー「ヒヤリ・ハット」体験事例についてー

「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、令和2年11月と令和3年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事情から、車両運転途中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

身近な「ヒヤリ・ハット」体験事例

分 類 : 収集運搬
事故の型 : 転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	荷下ろし作業中	廃棄物を下ろしている時に転落した。	足元の確認。

分 類 : 収集運搬
事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路	運転中	車が飛び出してきた接触しそうになった。	注意して運転する。
2	高速道路合流付近	10tトラックで運搬中	左レーンから一般車両が強引に割り込みをしてきて接触しそうになった。	「～するかもしれない。」運転を実施し、周囲の状況に合わせ、運転する。
3	一般道路交差点	運転中	左折しようとした時、原付を巻き込みそうになった。	確認の徹底。
4	取引先駐車場	廃棄物を収集しようと左折した時	後ろからトラックが入ってきたので接触しそうになった。	駐車場内でも指示器等を出してアピールする。
5	取引先現場	廃棄物回収中	団地内で子供が家からいきなり出てきた。	団地内走行時は最徐行する。
6	取引先現場	荷下ろし作業中	対向車と接触しそうになった。	個人、個人が気を付ける。

分類 : 収集運搬
事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
7	一般道路	収集運搬中	片側通行規制中の車線で停止中、後ろから軽トラックが追い越していったため、前方からきた車と衝突しそうになった。	交通ルールを無視して運転する車両がいる事を意識して、安全運転を継続する。
8	一般道路交差点	大型トラック運転中	交差点に進入した時、対向車線の乗用車が右折しようと飛び出してきて接触しそうになった。	この交差点は変則配置になっていたので、変則配置の交差点は対向車に注意する。
9	一般道路	10tコンテナ車運転中	前の車が急ブレーキを踏み、車間距離がとれていなかったので追突しそうになった。	余裕をもった車間距離をとる。
10	一般道路側道のある交差点	信号が青になったので発車しようとした時	側道の車が信号を無視して、本線に割り込んできたので接触しそうになった。	発車する時は周りを確認し一呼吸おいてから発車する。
11	取引先現場	廃棄物回収後、トラックを動かした時	後輪のタイヤ付近にあったパイプをふみ、破損した。	運転する際、付近の物等に注意して安全運転を心がける。
12	自社駐車場	駐車場から出る時	左から自転車が来ているのに気が付かなかつたため接触しかけた。	左右確認をする。
13	取引先現場	廃棄物収集中	左側より高齢者が運転している軽自動車が目の前を猛スピードで直進して行ったため、急停止した。	高齢の運転手は、確認がおろそかになることがあるので特に注意する。
14	取引先現場	廃棄物収集中	車が出てきた。	確認を怠らない。
15	取引先現場	廃棄物収集中	トラックに積み込みをしている時、通学中の学生と衝突しそうになった。	常に周りをみながら行動する。
16	取引先現場	廃棄物収集中	ドアを開けたら車が来た。	周りをよく見る。

分 類 : 収集運搬
事故の型 : 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路	運転中	前の車から物が落下してあたりそうになった。	車間距離を十分に取りスピードを出さないようにする。危ない車の後ろは走行しない。
2	一般道路	収集運搬車両運転中	コンテナに被せてあったシートのゴムが切れ、中の荷物が飛びだしそうになった。	シートを被せる時にゴムが劣化していないか確認する。定期的にシートのゴムを交換する。予備のゴムを準備する。
3	取引先現場	廃棄物収集中	積んでいるゴミが落ちそうになった。	積み方を改善する。
4	取引先現場	廃棄物収集中	積んでいたコンテナが突風で飛び、目の前に散乱した。もう少しで当たるところだった。	今まで以上に注意して走行する。
5	取引先現場	積込作業中	風で積み荷が飛んできた。	風が強い日は気を付ける。



分 類 : 収集運搬
事故の型 : 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	一般ごみ集積場で作業中	ステーション小屋の金属製扉が強風で煽られ左手の指が扉に挟まれそうになった。	収集時は、風が吹いても閉まらないように小屋の扉を固定して収集する。
2	取引先現場	廃棄物収集中	回転板にひっかかっているゴミを取ろうとした時、手がはさまれそうになった。	手を入れて作業する場合は回転板を止めて作業する。

分 類 : 収集運搬
事故の型 : 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
3	工場内	フォークリフト運転中	フレコンバックの帯を作業員にかけてもらった時、すぐにフォークリフトのつめを上げてしまい、指を挟みかけた。	「OK」のサインを確認してから、フォークリフトのツメを上げる。

分 類 : 収集運搬
事故の型 : その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	ゴミ庫の前で停車していた時	車が自走しかけたのでサイドブレーキを引き直した。	サイドブレーキの確認、ギア入れをする。
2	取引先現場	瓶の回収作業中	回収ボックス周辺に割れた瓶の破片が散乱していたので素手で拾っていたら左手の手のひらに破片が刺さった。	素手で拾わず手袋を着用し、ほうきとチトリで取るようにする。
3	一般道路交差点	赤信号で停車中	前車両が発車して交差点内に進んだので自車も発車しようとしたら車両用の信号が赤だと気づき停車した。(前車は歩行者用の信号が青のため車両用信号も同様だと勘違いして発車)	前車両や周辺の車両が発車しても信号や歩行者・自転車等を十分に確認して発車する。
4	取引先現場	廃棄物収集中	ゴミが破裂した。	大量に積み込まない。

分 類 : 中間処理
事故の型 : 転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	場内移動中	鉄板の段差でつまずき転倒しそうになった。	鉄板の段差を無くす。
2	工場内	バックホーで混合廃棄物選別中	廃棄物搬入トラックが入ってきたのでバックホーから降りて誘導しようとした時、足を滑らせ転倒しそうになった。	慌てず、焦らず三点支持で、昇降する。
3	工場内	埋立プラ破碎時	コンベヤローラーにロープが巻き付いたのでペンチでロープをつかみ取ろうとした時、ロープがちぎれその反動で体のバランスを失いコンベヤ稼働中に転倒しそうになった。	コンベヤ稼働中に絶対手を出さない。必ず非常停止ボタンを押して停止したのを確認してから作業する。

分 類 : 中間処理
事故の型 : 転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
4	工場内	圧縮梱包機で次の圧縮の準備をしている時	段ボールを持ったまま、ベルトコンベヤをまたごうとした為、足元が見えず、転倒しそうになった。	ベルトコンベヤの反対側に移動する時はコンベヤをまたがない。安全な通路を通る。日々の慣れがそういう行動につながるのもう一度よく考える。
5	工場内	物置の配置替えを行うため玉掛作業をしている時	物置の上部に上がろうと脚立に足を掛けたらステップ部分が変形し、体勢を崩しかけた。	脚立のステップ部分が損傷し、変形止めの金具が緩くなっていた。使用前、使用後にチェックし、危なそうな脚立は廃棄する。修理、改造したものは使用しない。
6	工場内	ホイール式シャベルのエレメントの掃除作業中	足元にあったひもに足がとられて、転倒しそうになった。	足元を片付けてから作業する。
7	工場内	シートを外す時	引っ掛かったシートのゴムを外すため上に登った時、足を踏み外して落下しそうになった。	脚立等を使用して確実に足場を作る。

分 類 : 中間処理
事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	コンガラをパクラで破砕中	給油しに来たローリーが後ろにいるのに気づかず、バックして衝突した。	バックするときは、目視をし、窓を開けて音の確認も行う。
2	工場内	商品確認中	確認に集中し、周囲の状況を把握できず、近づいてきた車両に接触しそうになった。	商品を確認する時は、周りの状況を確認し、常に気を配る。車両の通らない荷下ろしヤードで行う。
3	工場内	バックホーで木材を選別中	旋回したら、合図もなくフォークリフトが通過してきて追突しそうになった。	旋回する時は、必ず周囲の確認をしてから旋回する。全体会議で、重機稼働時に重機付近をリフト通過や歩行する時は、重機オペに分かるように合図を行うように周知した。
4	工場内	荷台から重機でオイルフェンスを下ろそうとした時	オイルフェンスについていた金具が重機ガラスに当たりそうになった。	オイルフェンスは短くても20cm位の長さがあり、ほとんどの場合金属の重りとチェーンが付いてくるので荷下ろし時はハネないように注意する。
5	工場内	フォークリフト運転中	普段は建屋内は無人の為、後退中に、人がいるのに気付くのが遅れ接触しそうになった。	普段無人だからといってフォークリフトや大型重機を運転する時は安全確認を怠らない。

分 類 : 中間処理
事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
6	工場内	パワーショベル運転中	旋回中に足場に当たりそうになった。	いつもないものには気を付ける。
7	場内出入り口付近	自動車運転中	場内から出ようとした時、左右を確認したが、右側から黒い車が走ってきているのに気付かなかった。	2度、3度確認してから走行する。 カーブミラーを設置する。
8	工場内	フォークリフト運転中	集積中のプレス圧縮品の間より作業員が飛び出してきたので接触しそうになった。	ミラーの設置。フォークリフトの移動は低速で行う。徒歩移動時に飛び出さない。



分 類 : 中間処理
事故の型 : 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	フォークリフトで小型コンテナを運搬していた時	作業終了予定時間ギリギリだった為、雨が降っていたにも関わらず、いつもと同じスピードで右折したら遠心力で小型コンテナがフォークリフトの爪から外れた。	時間ギリギリでも雨が降っている、混雑している時等は、周りの状況をよくみて、適切な行動を取る。
2	工場内	選別作業中	コンテナに入っている荷物を下ろす時、4段に積まれていたので、倒しそうになりヒヤツとした。	コンテナを積むのは3段までにする。
3	工場内	荷下ろし作業中	後ろのあおりを空ける時、あおりのロックが破損していたのであおりが落下した。足を引いていたため大事には至らなかった。	あおりのロックがかかっているか確認してから開ける。破損している場合は番線などで固定する。トラックの修理をする。
4	工場内	荷下ろし作業中	突風でナイロン袋が飛ばされ、道路まで飛んで行ってしまった。	車が走行していなかったのが事故にはつながらなかったが、飛びそうなものにはおもしろしながら荷下ろしするよう心掛ける。

分 類 : 中間処理
事故の型 : 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
5	工場内	荷物を検収している時	横を通っている10tダンプが石をふんで、その石が飛んできた。	場内落下物の清掃、トラックが近くを通る時は注意徹底。
6	工場内	ユンボでマットレスを運搬中	掴んでいた複数のマットレスの内、1枚が落下し近くの作業員にあたりそうになった。	ユンボ稼働中は旋回範囲内立ち入り禁止措置。人の上を通さない。

分 類 : 中間処理
事故の型 : 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	扉を開いた時	片方のストッパーをした後、もう片方のストッパーをするのが遅れたため、強風で扉が動き、挟まれそうになった。	扉を大きく開く際は必ず両側のストッパーで止める。

分 類 : 中間処理
事故の型 : その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	作業中	ハチの巣があった。	殺虫剤を常備する。
2	工場内	フレコンバックをショベルで吊った時	フレコンバックが重すぎて、ショベルが傾むき始めた。	吊り荷の重量を確認し、重量に応じた重機を使用する。

分 類 : その他
事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	アスファルトフィニッシャーのスクリー交換中	ホッパーが開き、接触しかけた。	オペレーターの安全確認の徹底。オペレーターと作業員がコミュニケーションを取る。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災害
予防協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、
折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つ
ための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3.3)

5-④ 不法投棄防止海上パトロール

令和3年度不法投棄防止海上パトロール（通算52回目）を実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄物の有無を確認しました。

- 日 時：令和3年6月16日（水）
午前9時00分（出港）～午後2時00分（帰港）

- 参加者：7名

和歌山県循環型社会推進課	1名
和歌山県廃棄物指導室	1名
和歌山市産業廃棄物課	1名
和歌山市一般廃棄物課	1名
和歌山海上保安部警備救難課	1名
和歌山県産業資源循環協会	2名



- パトロールコース：

和歌山南港（出港）→大川港→友ヶ島→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港（帰港）

- パトロール結果：

- ・ 加太港から大川港間の海岸に前回（R2年6月）同様漂着物と見られる廃棄物（プラ容器類・木くず）及び崖崩れを確認した。
- ・ 友ヶ島のうち地ノ島の北部海岸で前回同様の漂着物と見られる廃棄物（プラ容器・発泡スチロール類・木くず等）を確認した。また、沖ノ島では漂着物は少なかった。
- ・ 矢櫃海岸では、崖中腹から崖下にかけて不法投棄物を確認した。
- ・ 由良町衣奈周辺の海岸道路沿いで前々回（R1年10月）確認した不法投棄物（家電製品・プラ容器類等）は前回同様、草木が生い茂り確認することができなかった。
- ・ 下津港海岸道路沿いで前回同様崖崩れを確認した。
- ・ 前回に比べ全体的に不法投棄物は減っていた。

- パトロール結果の対応：

和歌山県及び和歌山市から関係機関への連絡及び対応をお願いしました。



地ノ島北部沿岸の現状



矢櫃海岸の現状

5-⑤ 収集運搬部会活動

不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、令和3年6月24日（木）に和歌山市内を不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで※わかやまごみゼロ活動として不法投棄防止巡回パトロールを実施し、可能な範囲で撤去作業を行いました。

なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

（1）参 加 者：21名

㈱ヴァイオス	2名	㈱貴志安商店	2名	㈱紀洋	1名
㈱玖保忠	1名	㈱ケーシーエス	2名	㈱坂口興業	1名
㈱日ノ本組	1名	㈱目良建設	2名	和歌山県廃棄物指導室	2名
和歌山市産業廃棄物課	2名	和歌山市一般廃棄物課	2名	産業資源循環協会	3名

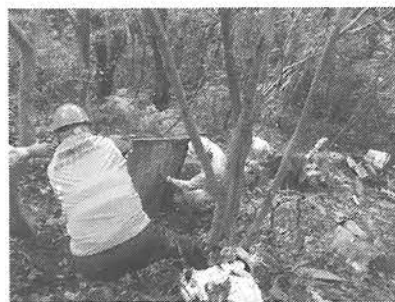
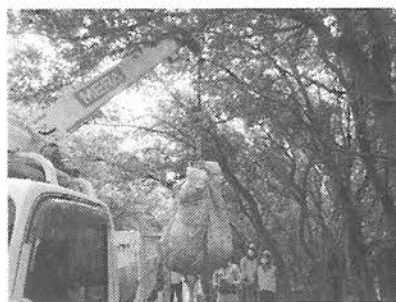
（2）巡回コース：和歌山城砂の丸広場（集合）→和歌山北高等学校西校舎付近（4カ所収集）→森林公園（2カ所収集）→青岸エネルギーセンターへ撤去物の搬入（解散）

（3）使用車両：3tユニック付きコンテナ車1台、1tトラック1台、軽ダンプ車3台、軽トラック1台、乗用車4台 計10台

（4）撤去した物：テレビ、洗濯機、冷蔵庫、布団、タイヤ、机、椅子、塩ビパイプ、植木鉢、ペットボトル、空き缶、空き瓶、木くず、金属くず、ガラスくず及びその他可燃ごみ

（5）撤去した量：3tユニック付きコンテナ車1台、1tトラック1台、軽ダンプ2台 計600kg

（6）撤去場所等：和歌山北高等学校西校舎付近（4カ所収集）・森林公園（2カ所収集）の6カ所



※和歌山県が実施する「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に係る取り組みの一つ。

ごみの散乱防止についての県民意識の高揚とともに、県民及び県内事業者の自主的な清掃活動の促進を目的に制定され、当巡回パトロールが認定されました。

5-⑥ 第24回クリーンアップキャンペーン

浜の宮ビーチ（和歌山市）と天神崎海岸（田辺市）で毎年夏のイメージアップとして恒例になっているクリーンアップキャンペーンですが昨年同様、本年も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会員及び関係者の皆様の安全面を第一に考慮した結果、中止となりました。

なお、来年度以降の「クリーンアップキャンペーン」につきましては、例年どおり多くの皆様にご参加いただき、実施したいと思いますので、変わらぬご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

医療従事者、高齢者に続き12歳から65歳未満の新型コロナワクチンの接種が始まりましたが、まだまだ感染拡大の収束の兆しが見えない日々が続いております。会員及び関係者の皆様におかれましては、マスク着用、手洗い等日頃からの健康管理を心掛け、くれぐれもお身体にお気をつけてお過ごしください。

5-⑦ 青年部会活動

★和歌山県青年部会総会・役員会等

○第9回令和3年度青年部会総会

青年部会では、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会第9回通常総会に先だって同日（6月8日）の午後1時より、ダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で第9回青年部会総会を開催しました。

当日は36名（委任状を含む。）の出席があり、議長に山本氏が選出され、次の各議案が審議され、承認・可決されました。



第1号議案 令和2年度事業報告の件

第2号議案 令和2年度決算報告（監査報告）承認の件

第3号議案 令和3年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 令和3年度予算（案）承認の件

令和3年度事業計画は次のとおりです。

- 1 組織強化の充実
- 2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う事業活動の分担と支援
- 3 教育研修事業
- 4 他団体との連携
- 5 青年部会員の親睦を図るための独自の交流会の開催

○令和2年度第4回役員会

開催日：令和3年2月2日（水）

場 所：協会会議室

議 題：（１）県循環型社会推進課との災害廃棄物処理についての勉強会について
（２）その他

○県循環型社会推進課との第1回勉強会

開催日：令和3年4月14日（水）

場 所：協会会議室

内 容：災害廃棄物処理をテーマに過去の災害事例から災害時における初期対応や現在の和歌山県の仮置き場の設置場所等について意見交換が行われました。



○令和3年度第1回役員会

開催日：令和3年4月14日（水）

場 所：協会会議室

議 題：（１）県循環型社会推進課との第1回勉強会について（報告）
（２）WSK 青年部会第9回（通算22回）総会について
（３）その他

○令和3年度第2回役員会

開催日：令和3年6月8日（火）

場 所：ダイワロイネットホテル和歌山「翡翠」

議 題：（１）WSK 青年部会第9回（通算22回）総会について
（２）県循環型社会推進課との第2回勉強会について
（３）その他



○県循環型社会推進課との第2回勉強会

開催日：令和3年7月28日（水）

場 所：協会会議室

内 容：前回同様、災害廃棄物処理をテーマに、仮置き場の選定状況、処理先の処理能力について、産業廃棄物処理施設で災害廃棄物を迅速に処理できるよう事前に特例措置を与えてはどうか、日報等の書式について意見交換が行われました。

★全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック総会

○令和3年度通常総会（WEB開催）

開催日：令和3年5月28日（金）

- 議案：第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算（案）承認の件
令和2年度監査報告
第2号議案 令和3年度事業計画及び収支予算（案）承認の件
第3号議案 会則の一部変更（案）承認の件
第4号議案 役員選任承認の件
以上の議案が審議され、承認されました。

★全国産業資源循環連合会青年部協議会総会

○第22回通常総会（WEB開催）

開催日：令和3年6月17日（木）

- 議案：第1号議案 令和2年度事業報告承認の件
第2号議案 令和2年度収支決算報告承認の件
令和2年度監査報告
第3号議案 令和3年度事業計画（案）承認の件
第4号議案 令和3年度収支予算（案）承認の件
以上の議案が審議され、承認されました。
なお総会終了後、20周年式典が開催されました。

青年部会員を募集しています！

私たちと共に、環境保全活動や研修事業などを通じて、産業廃棄物処理業界を盛り立てていきませんか？青年部会では、会員・企業・従業員・男女を問わず広く募集していますので、是非とも多くの若き獅子達の参加を期待しています。ご希望の方は協会事務局までご連絡下さい。【TEL：073-435-5600】

《目的》

本部会は部会員相互の融和親睦を図り、理解を深めると共に、廃棄物の適正処理及び再資源化に関する知識と教養を高め、将来、環境ビジネス経営における幹部としての使命遂行のための人格形成、並びに経営の合理化の推進発展向上を目的としています。

《活動内容》

情報交換の会合や研修会、環境保全活動、他県青年部会との交流会などを行います。

会費	1名につき年額12,000円
会員数	41名（令和3年8月末現在）

6 事務局だより・情報コーナー

6-① 当協会の会員が表彰されました

旭日単光章

訃 報

去る令和3年5月26日、当協会の目良 敏会長が急逝されました。

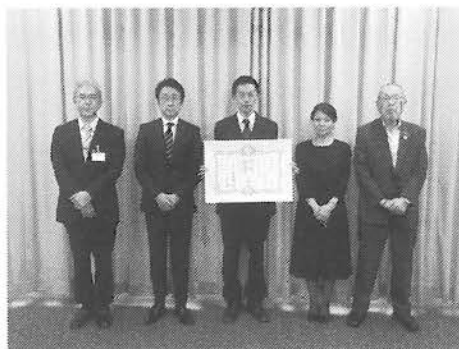
平成12年に理事就任、平成16年から副会長就任、令和2年に会長に就任して1年、これから活躍していただけるものと思っていた時に誠に残念でなりません。

また、5月26日付けで、旭日単光章が目良会長に授与されました。7月15日協会において、生駒 享和歌山県環境生活部長からご長男の目良 浩士氏に伝達されました。

ここに謹んで、故人のこれまでのご功績を偲んで、心からご冥福をお祈り申し上げます。



目良会長



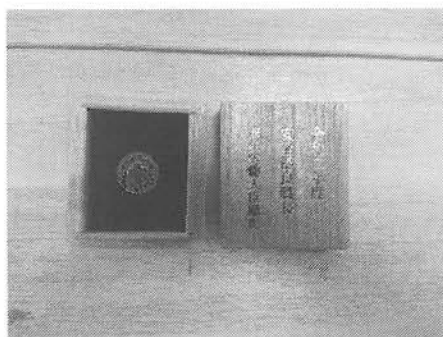
(左から) 森循環型社会推進課長、生駒環境生活部長
目良 浩士氏、森県議会議員、武田名誉会長

安全優良職長厚生労働大臣顕彰

この度、当協会員である榎梶原土建の工場長、弓倉守一様が令和2年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰を受賞されました。これは優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長に贈られるもので、労働災害による休業4日以上被災者数が約12万人（令和元年度）を超える中、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的として平成10年度から始まり、今回で23回目となります。本当におめでとうございます。

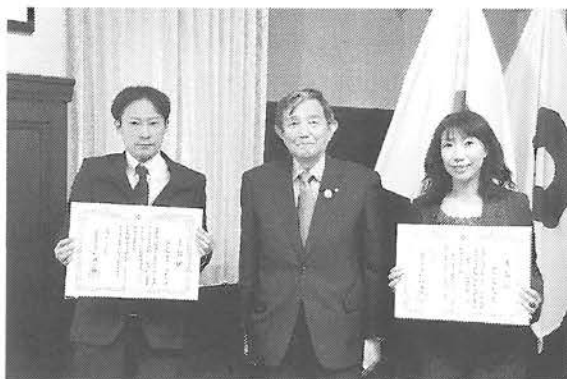


弓倉工場長



女性活躍推進賞

この度、当協会員である(株)松田商店様（以下敬称略）が和歌山県の令和2年度女性活躍推進賞を受賞されました。これは女性活躍企業同盟参加企業・団体及び企業等の従業員を対象に、女性の能力が十分に発揮できる取組について、他の模範となる取組を推進している企業等及び個人が表彰されます。(株)松田商店は女性管理職の登用や家庭の状況に応じて働けるよう、女性パート従業員のための勤務時間選択制を導入。また事務所スタッフの子連れ出勤も可能とし、警報発令時など一時的な私設保育所利用時の補助制度等、女性が継続して就業し、活躍できる環境整備や風土づくりが認められたものです。本当におめでとうございます。



和歌山県ホームページより（右から）松田社長、仁坂知事

優秀安全運転事業所表彰

この度、当協会員である(株)蒲田嵩商店様が優秀安全運転事業所表彰の銅賞を受賞されました。これは自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を活用し、安全運転、交通事故防止に努め、運転記録証明書の分析結果において一定の成果を上げた事業所が成果により銅賞、銀賞、金賞、プラチナ賞のランクに分けて警察との連名で表彰されます。本当におめでとうございます。

また、運転記録証明書を活用することで事業所の課題抽出、従業員の安全運転意識の向上、1年以上無事故無違反の安全運転者には特別メ리트等があります。事故・違反ゼロの職場を目指して、他の会員の皆様も活用されてみてはいかがでしょうか?! 詳しくは自動車安全運転センターのホームページ (<https://www.jsdc.or.jp/certificate/tabid/111/Default.aspx>) まで！



表彰状を受け取る坂井社長
令和3年3月10日紀伊民報より



6-② (一社)和歌山県産業資源循環協会における令和3年度労働災害防止計画について

1. はじめに

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）においては令和2年度からの3年間に期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画（以下、「第2次労働災害防止計画」という。）」を策定し、令和4年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、和歌山県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査結果から、当年度の実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 目標

- (1) 令和4年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和4年の休業4日以上死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20以上減少させる。（平成24～26年の平均：10人→令和4年：8人以下に）

3. 重点実施事項

安全衛生規程を作成している会員企業を増加させる。

4. 令和3年度活動目標

2. の目標を達成するために令和3年度における活動目標を次のとおり設定する。

指 標		現状値 (令和2年度)	活動目標値 (令和3年度)
(1)	安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】	31	34
(2)	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して10%以上増加させる。	107	117
(3)	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	101	111
(4)	連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	78	85
(5)	法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	78	85
(6)	協会が実施する安全衛生研修会の参加人数（参加予定を含む）を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】	59	64
(7)	安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	65	71
(8)	ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	60	66
(9)	リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	40	44

5. 令和3年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

4. (1)～(9)に示す令和3年度活動目標を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

(1) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 理事、委員等指導的立場にある企業の方々の整備状況を把握し、安全衛生規程の事例として会員企業に紹介する。
- ② 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて安全衛生規程の必要性を周知する。
- ③ 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知するとともに、説明会を開催し、使い方を説明する。
- ④ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。

(2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 会報誌とメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加に努める。
- ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
- ③ 研修会、会報誌、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ④ 支部組織や青年部を通じて、調査への回答を呼びかける。
- ⑤ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(3) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高めるための研修会（労働災害事例研修会）を開催する。
- ④ 支部単位で、研修会を行い、会員企業への意識向上を図る。
- ⑤ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- ⑥ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

(4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイト（<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>）へのリンクを張る。

- ③ 総会、理事会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
 - ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
- (5) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の事例として会員企業に紹介する。
 - ② 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ③ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明する。
 - ④ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- (6) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
- ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて、理事、支部等を通じ電話による呼びかけを行う。
 - ② 会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
 - ③ 行政及び排出事業者団体の窓口にチラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
 - ④ 会員企業が参加しやすいよう、各支部で研修会を開催する。
 - ⑤ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
 - ⑥ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
 - ⑦ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。
- (7) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、理事会、各種委員会、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。

- ③ 会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を参考に、現場安全パトロールや個別指導等、会員企業をはじめとした事業者への指導を行う。
 - ④ 適正処理自主管理パトロールに併せ、安全衛生パトロールを実施する。
 - ⑤ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
 - ⑥ 各企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- (8) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、理事会、各種委員会で説明するほか、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
 - ③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。
- (9) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
 - ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
 - ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

6-③ 災害廃棄物処理に対する取り組み

1. 災害廃棄物処理に関する覚書の締結について

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」（平成18年7月締結）に基づく協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、県内全ての9市20町1村と協定・覚書を締結しました。

2. 近畿地域ブロック協議会災害廃棄物処理等の応援に関する協定について

令和2年7月3日付で、近畿2府4県で構成する全産連近畿地域ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定を締結しました。

応援内容は車両・資機材・職員派遣、解体作業可能事業者・仮置場運営可能な事業者の紹介・派遣、仮置場から受入先となる中間処理施設・最終処分事業者の紹介等となります。協定書の写しは次頁（P65～P67）のとおりです。

3. 令和2年度第2回和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会への参加について

2月18日（木）みなべ町中央公民館で、和歌山県職員13名、市町村職員12名、当協会事務局から1名が出席し、昨年11月30日に開催した図上演習の反省点、近畿環境事務所の講評内容とアンケート結果の課題を共有しました。

災害廃棄物の分量を種類ごとに目測し、仮置場の必要面積とレイアウトを決め、仮置場設置場所の選定と住民あてのちらしを作成する災害廃棄物処理支援ツール（エクセルで作成したマクロ）の操作研修を行いました。

また、県から各市町村に災害時に災害廃棄物の処理を迅速に処理するため、廃棄物処理法の特例を利用できるよう、一般廃棄物処理施設設置の際の縦覧等に係る条例の整備を行う必要があることの説明がありました。

委託された事業者の施設が立地する市町村において、災害発生時における生活環境影響調査評価結果の縦覧期間等を定める条例が別途必要になり、具体的にはただし書で、「ただし、非常災害の状況等により市長が特に必要があると認めた場合は、縦覧の期間を短縮することができる。」旨の記載が無ければ、廃棄物処理法の特例（廃掃法第9条の3の3）を利用できないので、早急に整備されるよう市町村に指示がありました。

4. 令和3年度第1回和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会への参加について

7月29日（木）御坊商工会議所で、和歌山県職員22名、市町村職員23名、（一社）和歌山県清掃連合会から2名、当協会事務局から3名が出席しました。

はじめに、県から災害時の使用済簡易トイレの適正処理について、一般ごみとは分別し保管のうえ、袋を二重にしたり、臭気対策のため蓋付きの容器等で保管する）収集はパッカー車等で収集すると袋が破裂し飛散するおそれがあることから、平ボディ等で収集する

等の対策を各市町村の災害廃棄物処理計画に明記するよう依頼がありました。

その後、災害廃棄物処理支援ツールについての使用目的と前回の振り返り、アンケート等の回答が行われ、災害廃棄物処理支援ツールを使用した災害廃棄物発生量推計方法の説明が行われました。

続いて、災害廃棄物処理について情報提供・意見交換が行われ、仮置き場の責任者を行政職員で決定しておくべき、労務単価等は事前に決めておくべき、災害時は公的処分場だけの処分は無理だと思うのでフェニックスでの受け入れを協議しておくべき等の意見がありました。意見交換終了後は、MS & ADインターリスク総研(株)上席コンサルタント江崎隼輝氏より被災自動車の処理に係る説明講義が行われました。

最後に災害時の災害廃棄物処理に係る電話対応マニュアル作成ワークショップが行われ、各グループの発表が行われました。

公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿地域ブロック協議会
大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定書

近畿ブロック（近畿地方環境事務所管轄区域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）においては、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や近畿地域ブロック協議会などの関係者間の連携強化に向けた取組が進められている。

平成 27 年 1 月には、災害時の廃棄物対策に関する情報共有を行うとともに、大規模災害発生時の廃棄物対策に係る広域的な連携について検討し、行動計画の策定を目的に、自治体、民間団体、有識者、国の出先機関などで構成される「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」が設立された。以降、「行動計画」の見直しの取組を実施し、情報伝達訓練、セミナーの開催、各種の調査検討業務を実施してきている。

令和元年度には、その取組の一環の新規調査として、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理業者の近畿ブロック内協会所属の事業者に対し、災害時の受入・協力意向アンケート調査を行った。また、南海トラフ巨大地震・上町断層帯地震を例としたケーススタディーが実施されるほか、「今後の検討課題」となっている他の地域ブロックとの連携の検討が滋賀県を例としてなされている。

こうした状況を踏まえ、公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿地域協議会を構成する各府県協会は、情報共有している先の調査結果をもとに、独自では到底対応できない大規模災害発生時の災害廃棄物処理業務等について、応援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害発生時の災害廃棄物処理業務等について、近畿地域協議会を構成する各府県協会間における応援の要請及び実施に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（窓口）

第 2 条 応援を要請する窓口は、各府県協会の常勤の役員又は事務局担当責任者とする。

（応援内容）

第 3 条 応援内容は、次のとおりとする。

- （1）災害廃棄物処理業務に係る車両台数・資機材・職員の派遣
- （2）解体作業可能事業者、仮置場運営可能な事業者及び共同企業体などの紹

介・派遣

- (3) 仮置場からの受入先となる中間処理施設・最終処分事業者の紹介・利用
- (4) 前項に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援手続)

第4条 応援を要請する各府県協会会長（会長不在の場合は、副会長若しくは常勤の役員）は、各府県理事会若しくは各府県協会内災害対策本部などの機関の議決を経て、次に掲げる事項を明らかにしたうえで、ファックス又はメール等により要請し、後日、要請文書を送付する。

- (1) 前条に記載する必要とする応援内容
- (2) 災害廃棄物処理業務の期間
- (3) 災害廃棄物処理業務を実施する場所及び経路
- (4) 行政庁が交付した災害廃棄物処理業務に係る文書等がある場合にはその写し
- (5) 前号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(経費負担)

第5条 応援の要請を受託した各府県協会の経費負担は、原則として、各自治体等の契約書及び協定書等に基づく範囲内とする。

(情報共有)

第6条

(1) 各府県協会は、あらかじめ、「近年の大規模災害における環境省の取組について」（最新：令和2年3月2日、環境省大臣官房環境影響評価課）や災害廃棄物処理担当者や公費解体制度担当者向け人材育成資料として使用される災害廃棄物処理行政事務のあらまし」（最新：令和元年8月23日、環境省近畿地方環境事務所）や「環境省における災害廃棄物処理に係る補助金制度」（最新：令和元年度8月23日、環境省近畿地方環境事務所資源循環課）などを常備し、いつでも対応できるよう準備をしておく。

(2) 各府県協会は、出来る限り自治体との協定書の締結を図るほか、協会会員の資機材調査結果を少なくとも3年に1回程度自治体等に提供できるよう図るほか、各自治体等の防災計画や災害廃棄物処理計画に基づく訓練等に参画し、平時から災害対策に関する情報の共有に努めるものとする。

(その他)

第7条 各府県協会は、大規模災害発生時の災害廃棄物処理の相互応援を円滑

に行うため、近畿地方環境事務所、各府県行政機関と密接な連携を図るものとする。また、本協定書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

第8条 この協定書は令和2年7月3日から効力を有するものとし、それぞれが文書をもって協定書の終了を通知しない限り、その効力を有する。

本協定書の成立を証するため、各府県協会の会長が記名押印のうえ各々一通を保有する。

令和2年7月3日

一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会

会 長 木 下 茂



公益社団法人 京都府産業資源循環協会

会 長 文 盛 厚



公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

会 長 片 渕 昭 人



一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会

会 長 東 浦 智 哉



一般社団法人 奈良県産業廃棄物協会

会 長 川 崎 勝 也



一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

会 長 目 良 敏



6-④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

「講義」を事前に各自会社や自宅等でオンラインで受講し、「修了試験」を下記日程表に記載した試験会場に来場して受験する２段階形式の講習会となります。

申込方法は講習会主催のＪＷセンターホームページからのWeb申込みのみとなります。

講習会試験日 近畿地区日程表

(前) ９時２０分受付 ９時５０分開始

(後) １３時００分受付 １３時３０分開始

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬試験	産業廃棄物 処分試験※1	特別管理 産業廃棄物 収集運搬試験	特別管理 産業廃棄物 処分試験※2	収集運搬試験	処分試験※3	
受講料	30,500 円	48,700 円	46,600 円	68,800 円	19,900 円	25,200 円	13,800 円
9 月	京都: 8(後)9(前) 兵庫: 29(後)30(前)	大阪: 22(前)			京都: 8(前)10(後) 大阪: 8(後)9(後) 22(後) 兵庫: 28(前)30(後)	兵庫: 28(後)29(前)	大阪: 8(前)9(前) 京都: 9(後)10(前)
10 月	大阪: 13(後)14(前) 京都: 26(前)	京都: 27(前)		大阪: 12(後)	大阪:13(前) 奈良: 22(前)(後) 京都: 27(後)	京都: 26(後)	大阪: 12(前)14(後)
11 月			大阪:11(前)		大阪:10(後) 京都: 26(前)(後)		大阪: 10(前)11(後)
12 月	大阪: 15(後)16(前)				兵庫: 14(後)15(後)	大阪:15(前)	兵庫: 14(前)15(前) 大阪:16(後)
R4年 1 月	兵庫: 19(前)20(前)				大阪: 13(後)14(後) 兵庫:19(後)		大阪: 13(前)14(前) 兵庫:20(後)
2 月	大阪:2(後) 大阪:3(後)		大阪:3(前)	大阪:2(前)	和歌山: 9(前)(後) 京都: 17(後)18(後) 兵庫:18(後)		京都: 17(前)18(前) 兵庫:18(前)
3 月	京都: 1(後)2(後)	京都: 1(前)2(前)			大阪: 9(後)10(後) 滋賀: 10(後)11(後)	大阪:10(前)	大阪:9(前) 滋賀: 10(前)11(前)

※1 新規処分試験に追加して新規収集運搬試験を受験することができます。

※2 新規特管処分試験に追加して新規特管収集運搬試験を受験することができます。

※3 更新処分試験に追加して更新収集運搬試験を受験することができます。

詳細はＪＷセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

許可の有効期限にご注意！！

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。

許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○和歌山県では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに5年間有効です。

和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間有効です。

（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。）

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>

6-⑥ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」

1 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の概要

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、平成23年4月1日より運用開始されました。

(2) メリット

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた産業廃棄物処理業者は、次のメリットを受けられます。

- 許可の有効期限が、通常5年から7年に延長される。
- 許可証に「優良マーク」が付き、排出事業者に優良品性をアピールできる。
- 環境配慮契約法に基づき、国等が行う契約で有利になる。
- 和歌山県の越境移動に関する指導要綱において、複数の排出事業者から受託する産業廃棄物の処分又は保管について、一度にまとめて協議できる。

(3) 認定基準

①	実績と遵法性に係る基準 更新前の許可有効期間において、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則に定める特定不利益処分を受けていないこと。
②	事業の透明性に係る基準 申請の際、直前の半年間（7年の有効期間を受けたものである場合は、7年間）にわたり、次に掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。 ・会社情報・許可の内容・施設及び処理の状況・財務諸表・料金の提示方法 ・組織体制・地域融和の状況等
③	環境配慮の取組に係る基準 ISO14001又はエコアクション21等の認証を取得していること。
④	電子マニフェストに係る基準 電子マニフェストの利用が可能であること。
⑤	財務体質の健全性に係る基準 （次の全ての基準に適合していること） ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ・直前3年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が0を超えること。 ・産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。 ・特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。（特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。）

2 エコアクション21（EA21）

EA21は、中堅・中小企業者でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインに基づく第三者認証・登録制度です。（CO2削減に加え、廃棄物削減、節水等にも取り組みます。）

また、平成20年6月から実施されている県の「業者評価制度」では、環境への配慮の分野で、エコアクション21の認証・登録業者は、加点の対象となっています。

◇全国で約7,484件の事業者が、認証・登録しています。（詳細は、URL：<http://ea21.jp/>）

☆☆ 優良産業廃処理業者認定制度における優良認定業者（協会会員） ☆☆

[和歌山県優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
大栄環境(株) 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物収集運搬業 第03011003203号	平成26年 6月 1日 令和 3年 5月31日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050003203号	平成27年 8月16日 令和 4年 8月15日
	産業廃棄物処分業 第03041003203号	平成29年 7月27日 令和 6年 7月26日
(株)ジャルク 代表取締役 正木良昌 大阪府大阪府中央区南本町2-2-11	産業廃棄物処分業 第03022079716号	平成30年10月26日 令和 7年 9月 6日
	産業廃棄物収集運搬業 第03012079716号	平成31年 1月11日 令和 7年12月 3日
(株)丸六 代表取締役 神藤信六 大阪府泉佐野市日根野3640	産業廃棄物収集運搬業 第03000019548号	平成29年 1月13日 令和 6年 1月12日
和歌山代用燃料(株) 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660	産業廃棄物収集運搬業 第03000016851号	平成28年 1月28日 令和 5年 1月27日
(株)井奥建材工業 代表取締役 井奥歳一 和歌山県紀の川市桃山町調月519-1	産業廃棄物収集運搬業 第03011029472号	平成29年 3月30日 令和 6年 3月29日
(株)石井建材店 代表取締役 石井沖彦 和歌山県有田市港町793-24	産業廃棄物収集運搬業 第03014034152号	平成29年10月30日 令和 6年10月29日
	産業廃棄物処分業 第03024034152号	平成28年 7月 1日 令和 5年 5月17日
和歌山プレス(株) 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607-6	産業廃棄物収集運搬業 第03000013847号	令和 2年10月24日 令和 9年10月23日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050013847号	令和 2年10月24日 令和 9年10月23日
赤井工業(株) 代表取締役 宮本清富 和歌山県岩出市畑毛226	産業廃棄物収集運搬業 第03001135471号	平成26年11月17日 令和 3年11月16日
	産業廃棄物処分業 第03021135471号	平成27年10月27日 令和 3年11月16日
(株)環境クリーンサービス 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市府中355-6	産業廃棄物収集運搬業 第03013069401号	平成27年 6月19日 令和 4年 6月 8日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050069401号	平成28年 9月26日 令和 5年 9月25日
(株)明光 代表取締役 総田さよ志 和歌山県海南市下津町下津3080-1	産業廃棄物収集運搬業 第03013006808号	平成29年 7月17日 令和 6年 7月16日
(株)玖保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島478-11	産業廃棄物収集運搬業 第03000022891号	令和元年 8月23日 令和 8年 8月22日
(株)ケーシーエス 代表取締役 片渕則人 大阪府岸和田市岸の丘町二丁目2番15号	産業廃棄物収集運搬業 第03000004657号	平成26年 9月17日 令和 3年 9月16日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050004657号	平成26年 9月17日 令和 3年 9月16日

[和歌山市優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
めらリサイクル㈱ 代表取締役 目良知基 和歌山県和歌山市西浜1660番地459	産業廃棄物処分業 第07220057463号	平成27年12月18日 令和 4年12月17日
和歌山代用燃料㈱ 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第07210016851号	平成28年 4月22日 令和 5年 4月21日
	産業廃棄物処分業 第07220016851号	平成28年 4月22日 令和 5年 4月21日
和歌山プレス㈱ 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第07210013847号	平成28年 1月31日 令和 5年 1月30日
	産業廃棄物処分業 第07220013847号	平成28年 1月31日 令和 5年 1月30日
㈱玖保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島478番地の11	産業廃棄物収集運搬業 第07210022891号	平成26年 9月22日 令和 3年 8月25日
	産業廃棄物処分業 第07220022891号	平成27年10月21日 令和 4年10月20日

☆☆ エコアクション21 認証・登録事業者（協会会員） ☆☆

	事業者名	代表者氏名	住 所	認証登録日	認証登録 番号	主な業種
1	㈱石井建材店	石井 冲彦	和歌山県有田市 港町793-24	H18. 9. 1	0000976	廃棄物処理・ リサイクル業
2	㈱丸六	神藤 信六	大阪府泉佐野市 日根野3640	H18. 9. 7	0001012	卸売業・小売 業
3	和歌山プレス㈱	井川 朗	和歌山県和歌山市狐 島607-6	H19. 1. 25	0001284	廃棄物処理・ リサイクル業
4	めらリサイクル㈱	目良 知基	和歌山県和歌山市西 浜1660-459	H19. 1. 30	0001303	廃棄物処理・ リサイクル業
5	兼杉興業㈱	杉原 俊博	大阪府岸和田市 大北町1-3	H19. 3. 27	0001416	製造業 (その他)
6	(有)日置川清掃	廣田 稔雄	和歌山県西牟婁郡 白浜町日置2039-64	H19. 4. 6	0001481	廃棄物処理・ リサイクル業
7	(有)志場商店	志場 智美	和歌山県西牟婁郡白 浜町才野220	H19. 5. 2	0001504	廃棄物処理・ リサイクル業
8	㈱明光	総田 さよ志	和歌山県海南市 下津町下津3080-1	H23. 4. 21	0006902	廃棄物処理・ リサイクル業
9	㈱関組	関 儀平	和歌山県和歌山市関 戸2-2-24	H23. 10. 19	0007587	建設業（設備 工事業を含む）
10	㈱井奥建材工業	井奥 歳一	和歌山県紀の川市桃 山町調月519番1	H24. 3. 28	0008159	廃棄物処理・ リサイクル業
11	(有)玖保忠	阪口 文章	和歌山県和歌山市出 島478番地の11	H26. 2. 20	0009919	廃棄物処理・ リサイクル業
12	赤井工業㈱	宮本 清富	和歌山県岩出市 畑毛226番地	H26. 8. 27	0010205	廃棄物処理・ リサイクル業
13	㈱ヴァイオス 桃山リサイクルセンター	吉村 英樹	和歌山県和歌山市 西庄295-9	H29. 2. 27	0011674	廃棄物処理・ リサイクル業

14	(株)大瀧商店	大瀧 吉宏	和歌山県紀の川市 田中馬場127-7	H30. 1. 9	0012102	廃棄物処理・ リサイクル業
15	(株)クリーンサービス近畿	仲谷 佳晃	和歌山県紀の川市 杉原35-1	H30. 4. 20	0012306	廃棄物処理・ リサイクル業
16	(株)ジャルク	正木 良昌	和歌山県橋本市 神野々202-1	H30. 7. 4	0012408	廃棄物処理・ リサイクル業
17	(株)イヌイエコシステム	乾 嘉晃	和歌山県橋本市 神野々40-3	R2. 4. 30	0013055	廃棄物処理・ リサイクル業
18	(株)エビスわかやま	海田 周治	和歌山市 西浜1660番地13	R2. 8. 20	0013125	廃棄物処理・ リサイクル業

エコアクション21の認証取得に向けて

環境省 エコアクション21
CO2削減プログラム補助事業

Eco-CRIP
(エコクリップ)

- ◆Eco-CRIPとは、「エコアクション21 (EA21)」をベースにCO2排出量及びコスト削減に特化した簡素な環境経営システムです。
- ◆環境経営専門家の無料サポートを受けながら、「コスト削減、省エネ化」、「CO2排出量の削減」、「取引先の要望に応える」、「エコアクション21の認証取得」、「経営基盤の強化、従業員の意識向上」等を実現できます。
- ◆エコアクション21の認証取得は『優良産廃処理業者認定制度』における基準項目の一つです。
- ◆中堅・中小事業者であれば、業種業態は問いません。ただし、電気使用量等が把握できない事業者、環境マネジメントシステムの認証取得経験のある事業者は参加できません。

企業力 up

CO2削減によるコストダウン

企業イメージアップ

EA21取得で取引に有利

詳しくはE(一財)持続性推進機構

【申し込み・問合せ先】

エコアクション21 地域事務局大阪 (TEL 06-6543-1521)

<http://www.ea21-osaka.jp>

株式会社 山本スクラップ

代表取締役 山本辰彦



〒644-0003
和歌山県御坊市島584番地
TEL 0738-22-1464
FAX 0738-22-1464
0738-23-5392

和歌山県の日高地域を中心に金属類や古紙の回収、家屋等整理、産業廃棄物収集運搬・一時保管などを行っています。

事業活動などによって出る鉄・非鉄などのスクラップや農機具や自動車等は大切な資源です。弊社工場にて選別し、切断加工などを経て有効な再資源となります。

また、産業廃棄物や電化製品等も適切な回収・処理を行うことにより再資源化や減容を行うことができ、環境の保全に役立ちます。

お気軽にご相談ください。



6-⑧ 新入会員の紹介

正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分	許可番号
1	日中金属貿易㈱	林 孝一	〒649-6334 和歌山市北274-1	073- 499-6888	収集運搬業	県 03000214894
2	清水建材㈱	清水 一成	〒641-0002 和歌山市新中島133	073- 471-0619	収集運搬業	県 03000068043
3	㈱卯八組	江口 淳	〒649-6432 紀の川市古和田650-8	0736- 77-0125	収集運搬業	県 03001201544
4	㈱ダイチ	大江 緑	〒649-1221 日高郡日高町大字志賀3878	0738- 64-2239	収集運搬業	県 03005195601

賛助会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業種
1	中央電力㈱	平野 泰敏	〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル	03- 6277-8430	電力小売事業

会員数（令和3年7月31日現在）

	正会員数
紀 北 支 部	34
和 歌 山 支 部	73
海南・有田支部	29
御坊・田辺支部	54
紀 南 支 部	19
合 計	209

	賛助会員数
合 計	12



6-⑨ 協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。適正な処理を行うことにより住民との信頼関係を構築し、「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々が結束し、組織をさらに強固なものにしていくことが必要です。会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

○入会のメリット

社会的信用の向上

当協会では和歌山県との災害廃棄物処理に関する協定及び県内30市町村との覚書により、県内で発生する災害廃棄物処理支援、浜の宮、天神崎でのクリーンアップキャンペーン（大規模な清掃活動）、不法投棄防止巡回パトロールを行い不法投棄物の撤去活動等の社会貢献に取り組んでいます。このような事業を推進する団体に入会することは環境意識の高い企業と認知され、社会的信用を得ることにつながります。各会員には、協会ロゴマーク入り会員証・記章を発行します。各車両にロゴマーク入り会員証を貼ることにより、適正処理業者としての証しとなります。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

当協会では和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しており、会員の皆様は当協会交付の証明書により建設業の経営事項審査の加点を受けることができます。

協会が主催する研修会・講習会への無償又は会員価格で参加

当協会では労働災害防止のための、救命講習、交通安全講習、労働基準監督署との安全衛生研修会、廃棄物処理法や関係法令等の説明を含めた支部研修会、産業廃棄物を取り扱う方向けに委託契約、マニフェスト等の基礎知識を学ぶ実務者研修会など多くの研修会を開催しています。会員の皆様には無償又は会員価格でご参加いただけます。

産業廃棄物処理業許可の有効期限到来のお知らせ

和歌山県・和歌山市の産業廃棄物処理業の許可の有効期限の到来をお知らせします。

その他

随時必要な法律改正とその解説や新しい行政の指導通達及び業界情報をホームページやファックス、メール等でお知らせいたします。また、会員名簿を作成し、県・市町村及び関係団体等に配布して各会員をご紹介、外部からの処理業者の問合せに対して事業区分に応じた会員を優先的にご紹介します。

○入会方法及び入会金

入会申込書を提出していただくことになっています。下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員（収集運搬業）年額 84,000円（処分業）年額 120,000円

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◆◆◇

〒640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

TEL : 073-435-5600 FAX : 073-424-5553

E-mail: wasanpai@sanpai.com URL: <http://wakayama.sanpai.com>

6-⑩ 建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、会員の皆様には当協会交付の証明書によりこの制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に、必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

また、当協会ホームページからダウンロードもしくは、当協会にお問合せの上でも、入手できますので、当協会へ申請してください。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

※必ず全てご記入ください

許可番号 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 和歌山県知事許可(般-11)第11111号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	
TEL 番号	
FAX 番号	
経審の審査基準日 (直近の決算日)	令和 年 月 日

申請年月日 令和 年 月 日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
会長 松田美代子様

FAXでお申し込みください。(FAX 番号：073-424-5553)

6—⑪ 全国産業資源循環連合会政治連盟 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成21年8月3日設立しました。

数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いします。

(Ⅰ)和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟の第1回理事会が次のとおり開催されました。

開催日:令和3年1月26日(火)

場 所:協会会議室

議 題:(1)令和2年活動報告並びに令和2年収支決算報告について
(2)令和3年活動計画案並びに令和3年収支予算案について
(3)その他について協議しました。

(Ⅱ)和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟の第12回通常総会が次のとおり開催されました。

開催日:令和3年2月25日(木)

場 所:酒直ビル3階 会議室

議 題:第1号議案 (1)令和2年活動報告並びに令和2年収支決算報告について
(2)令和2年監査報告

第2号議案 令和3年活動計画案並びに令和3年収支予算案について

第3号議案 役員の選任について 目良協会会長を政治連盟理事に選任する件
その他について審議され、原案通り承認されました。

和歌山県地区政治連盟役員名簿

(令和3年2月25日)



理事長	武田 全弘
副理事長	須磨 徳裕
副理事長	坂口 秀樹
理事	目良 敏
理事	森田 清郎
理事	加隈 隆照
理事	山本 雅弘
監事	吉村 英樹
監事	森脇 敏夫
会計責任者	山本 彰徳

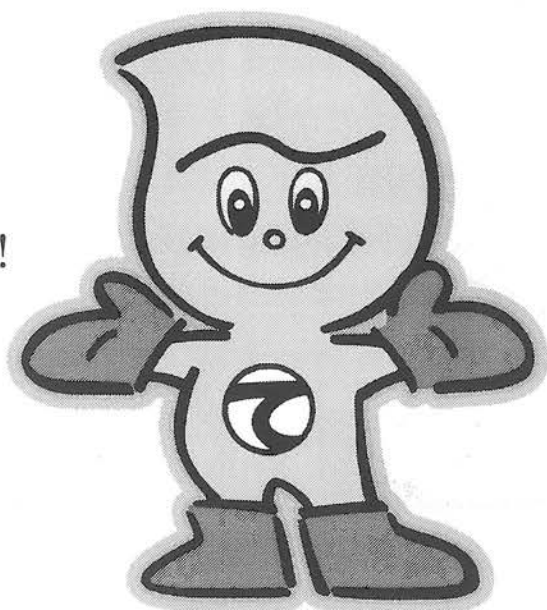
全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い!

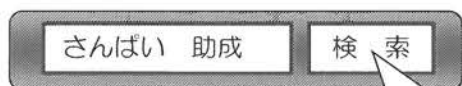
☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業資源循環連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないのでしょうか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしく願いいたします。

てき丸くんからのお願い!





クリック！

募 集

サフライズ!さんばいフライズ

～令和4年度 産業廃棄物処理助成事業～

【助成事業とは・・・】

当財団では、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法及び小型家電リサイクル法により認定された研究開発事業者に対して、助成基金を設けて支援しています。

【助成事業の実施期間は原則 1 年以内】

助成事業の実施期間は、原則として令和4年4月から1年以内とします。ただし、事業の種類によっては、令和6年3月までの最長2年間の申請も可能です。

【年間助成額は最高 500 万円】

年間の助成金額は最高 500 万円です。なお、2年継続し助成事業を希望し選考に合格した事業については、合計で最高 1,000 万円の助成が可能となります。

応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

《応募手続き》

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、当財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

<https://www.sanpainet.or.jp/service02.php?id=25>

(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 応募締切日

令和3年9月30日（木） 消印有効

※ 応募前の事前相談を必ず行ってください。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

〈応募先・お問い合わせ先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号 ヒューリック虎ノ門ビル 10階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部（担当：齋喜、長田）

TEL：03-4355-0155 FAX：03-4355-0156 URL：<http://www.sanpainet.or.jp>

E-mail：zaidan@sanpainet.or.jp

お気軽にお問い合わせください。

7 編集後記

平素より、当協会の運営にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

世界中で新型コロナウイルスの感染拡大が収まらないなか、日本でも度重なる緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発出され、社会生活に多大なる影響を与え続けています。世界の感染者は2億1184万人以上、死者は443万人以上となり、日本でも感染者が132万2千人以上、死者は1万5千人を超えています。国は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるうえでワクチン接種が進むことが必要不可欠であるとして、まずは65歳以上の高齢者から取り組み、全国で4939万8千人以上の国民がワクチンの接種を受け、今後、若い世代の接種が進むかがカギになるとしてワクチン接種の呼びかけを強化していくとしています。

こうした中、産業廃棄物業界においても、長期にわたる新型コロナウイルス感染の社会経済的な影響は計り知れない厳しいものがあり、早期の終息を望むとともに、元の経済活動、日常生活に戻ることを願うところです。

さて、当協会の目下の課題としては、いつ発生するかわからない大規模災害時の災害廃棄物処理を如何にして効率よく対応できるかです。会員相互の連携はもとより、日頃から、和歌山県、各市町村職員と大規模災害時の意識共有を図り、チームワークを築くことが大切であり、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、皆様のご協力により、第9回通常総会がコロナ感染防止のため最少人数での開催となりましたが無事終わることができましたことに改めてお礼申し上げます。

なお、今年度、新たな事務局長として和田年晃（元和歌山市市民環境局長）が就任させていただきました。会員の皆様とご一緒に、廃棄物の適正処理、環境再生、資源循環社会の構築に向けて取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。

じゅんかん わかやま VOL. 46

令和3年8月

発行人
企画・編集
発行所

松田 美代子
和田 年晃
一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
印刷 和歌山県海南市築地6-24
有限会社 かさい
TEL 073-482-1647

印 刷